

胆沢扇状地Ⅲ

胆沢町下位段丘上集落における農業経営

—— 散居地域における農業経営と転作,
南都田地区第14・15・16集落を中心に ——

- | | | |
|-----|----------------------------------|---------------|
| I | はじめに | (P. 65~P. 66) |
| II | 胆沢町における農業の概要 | (P. 66~P. 78) |
| | 1. 耕地の経営状況 | |
| | 2. 兼業状況 | |
| | 3. 転作状況 | |
| | 4. 農業政策 | |
| III | 南都田地区第14・15・16集落における農業経営の
諸問題 | (P. 78~P. 92) |
| | 1. 第14・15・16集落の概要 | |
| | 2. 農業の経営形態と転作状態 | |
| | 3. 機械の共同利用 | |
| | 4. 各集落の転作への対応 | |
| | 5. 兼業化の動向 | |
| IV | むすび | (P. 93~P. 97) |

新潟市五十嵐2の町 8050

新潟大学教育学部 地理学岡村研究室

胆沢町下位段丘上集落における農業経営

— 散居地域における農業経営と転作，
南都田地区第14・15・16集落を中心に —

野崎 真二・山崎 浩志

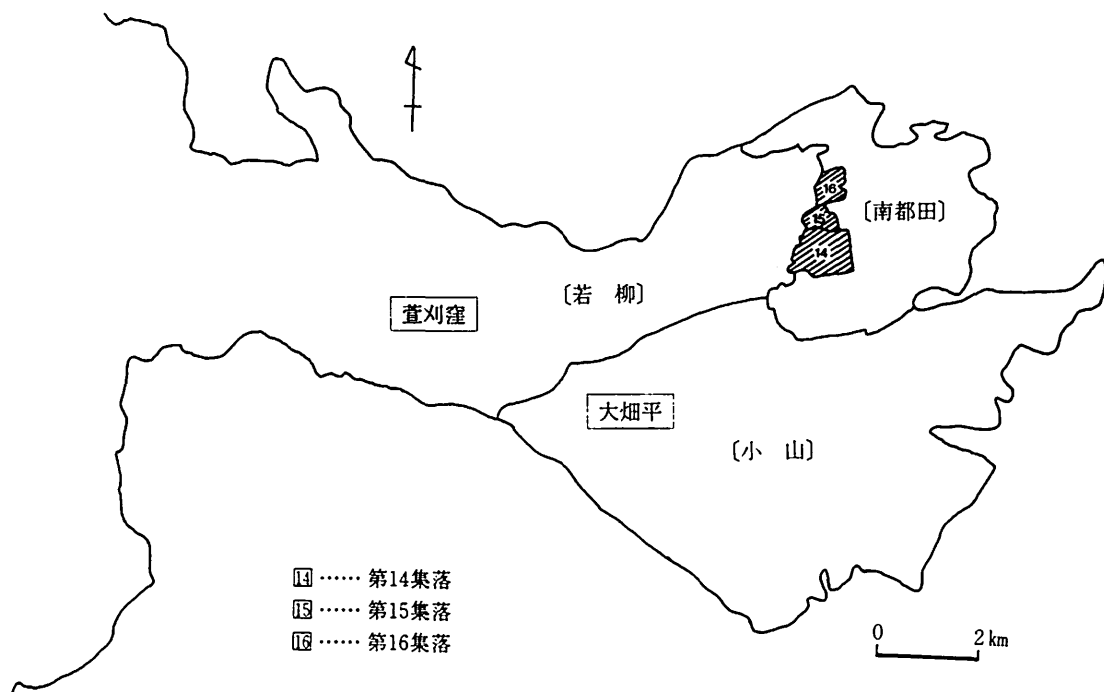
臼井 孝一

I はじめに

新しい農業の方向性を求めて1961年に施行された農業基本法により、農地解放以来、戦後の日本の農業は、「自立経営農家の育成」を主幹目標とした各種の施策によって大きな転換期を迎えることとなった。折りしも、日本の社会・経済構造は、高度成長を基盤とした産業体系の飛躍的發展に伴って再編を画していた時期にあたり、こうした時代的趨勢に呼応して、農業もまた基本構造を

多様化へと組成し直さねばならなかったのである。これら一連の流れの中での農業経営も、従来からの増産体系を機械化の導入などによって省力化へと切り替えていくという新しい局面を展開させたのであった。このように、政策転換を契機として、日本の農業は内容的に変質を余儀なくされたことは十分に理解されよう。

さらに、1960年代後半から顕在化した米の生産過剰基調は、米生産調整政策¹⁾を生み出す結果となり、農業経営は、再度構造転換を招来すること



第1図 研究対象地域

となった。つまり、高度成長期以降の農業の大きな変質は、農村社会にも必然的に変化をもたらす結果となったわけである。それは、労働市場の拡大による農民層分解を伴いながら、農村部における離農および兼業化を促進させたのである。こうして現在では、農村は、農業部門と非農業部門を並存させる新しいタイプの社会を形成するに至っているのが実情である。それはまた、農業における新たな問題点の出現と言えよう。

以上のように、戦後の日本における農業の流れを概観したが、とりあえず、兼業化に伴う農業の諸事象における変質が、現在の農業を取りまく問題点であることは確かである。

このような基本的問題点を踏まえた上で、農村構造の微視的な把握を試みた研究は近年においても多数報告されている。例えば、浜谷正人²⁾は、土地利用にみられる圏構造を、M・チサムの提唱した概念を導入しながら、村落構造との対応から明らかにしようとしている。特に、距離概念を指標としての圏構造の把握において注目に値する報告を行っている。当論文は、既存の諸研究を展望しており、教えられる内容は多い。

また、規工川宏輔³⁾は、佐賀平野を事例として、米生産調整政策や兼業化の波及に伴って発生した農村内部の再編成過程を、一連の研究報告を通して解明しようとしている。このうち、機械・施設の共同利用を通して推進されてきた稲作生産組織の再編は、兼業化の進行した農村社会をとらえる上で重要な意味を包含している。さらに、岩木川下流沿岸農村を事例として、農地流動の実態と経営の諸特性に関して論じた鈴木康夫・新井鎮久⁴⁾の報告は、兼業化の中において売買流動から借地型流動へと移行している農地流動を背景に展開されてきた大規模経営農家の成立を論じたものである。

本稿の研究対象地域である胆沢扇状地は、岩手県南部に位置し、現在は農業中心地の一翼を担っている。したがって、胆沢町の基幹産業もまた農業である。上述のような農業の諸問題は、散居地域である胆沢扇状地の農業構造をも変質させてい

る。そこに、散居と農業経営の関係という両者研究のアプローチが存在するであろう。

これまでも、山口弥一郎⁵⁾や池田雅美⁶⁾により、本地域の散居景観に関する優れた報告がみられるが、農業構造に論及したものは少ない。また、当教室による本地域を対象とした1983年度・1984年度の調査報告書⁷⁾をみても、農村構造の把握への多角的な調査が試みられてはいるが、直接的な農業経営の把握は不十分であった。

そこで、本年度は、これまでの調査において不十分であった農業経営の側面から調査を行った。これは、散居地域の特性と農業経営上の諸側面を有機的に結びつけて把握することにより、胆沢扇状地における農村集落の諸性格を理解することが可能になるとの視点に立ったものである。その中で、今時は一つの視点として、兼業化に伴う転作を中心としながら、農業経営にみる散居地域の特性と経営様式をとらえた。

そこで、まず、全体的な視野に基づいて、胆沢町の農業の全体像を把握した後、南都田地区第14・15・16集落(南都田7区)をインテンシブな調査対象地域に設定して、農業経営の諸特性に関して考察を行っていく。

南都田地区第14・15・16集落を抽出した理由は、後述のごとく、胆沢扇状地の中では早くから開田が進み、従来から水田を主とする農業経営の中心となっており、開墾が新しく畑作指向の傾向にある小山地区(1983年度報告書参照)とは、対照的景観を示しているからである。

II 胆沢町における農業の概要

1 耕地の経営状況

(1) 土地利用

胆沢町は、北は金ケ崎町、東は水沢市、前沢町、南は衣川村、西は奥羽山脈をはさんで秋田県に接する岩手県の内陸部に位置し、胆沢川によって形成された扇状地性台地上にある。年間平均気温は10.8℃、降雪日数143日程度、夏季の平均気温は23℃⁸⁾であり、西部山間部を除くほとんどの地域が農業に適した自然条件を備えている。

次に、胆沢町の土地利用の現況は、『胆沢農業振興地域整備計画書⁹⁾』によれば、農用地49.2%、山林原野25.1%、その他25.7%で、農用地の90%は田となっている。また、地域全産業の生産額

に占める農業の割合は36.4%と高く、県下有数の米作地帯となっている。

以下、小山・南都田・若柳の3地区における農業の特色を同計画書に従って概観してみたい。

第1表 各地区における農業の特色

地区名	地形	標高 (m)	農用地面積		特 色	
			総面積(ha)			
小山	南部	平坦	110 以下	1,600 / 2,030		<ul style="list-style-type: none"> ・田が主体 ・団地性 20 ha以上
	西南部	丘陵	110~220	1,170 / 2,468		<ul style="list-style-type: none"> ・田が主体 ・畜産の推進
南都田	東北部	平坦	100 以下	1,300 / 1,527		<ul style="list-style-type: none"> ・田が主体 ・団地性 20 ha以上 ・機械化が浸透
若柳	北部	平坦	100~130	740 / 1,064		<ul style="list-style-type: none"> ・田が主体 ・団地性 20 ha以上
	西部	丘陵山地	200 以上	780 / 4,360		<ul style="list-style-type: none"> ・畑が主体 ・畜産の推進 ・樹園地の団地化 ・山間部は採草放牧地

第1表から分かるように、ほとんどの地区において水田が土地利用の中心となっているが、小山西南部や若柳西部などのように標高がやや高くなると畑作や畜産の占める比重も大きくなっている。

なお、胆沢町では、若柳西部平坦地区、及び西北部地区を除く全地域において、田畑輪換が可能な圃場条件の整備を進め、農用地としての利用を図っており、また、小山地区全体の平地林、及び若柳西部丘陵地区の山林については、草地造成等を進め、水田以外の農用地としての活用を図っていく方針である。

(2) 経営耕地面積

① 年次別経営耕地面積（胆沢町全体）

第2表からわかるように、経営耕地面積の総数は昭和30年以来着実に伸長しているが、昭和54年から横ばい状態である。理由としては、畑地・その他の宅地等への転用も考慮されるが、

やはり、昭和53年度より実施された水田利用再編対策¹⁰⁾により水田面積の拡大が抑制されたためと考えられる。

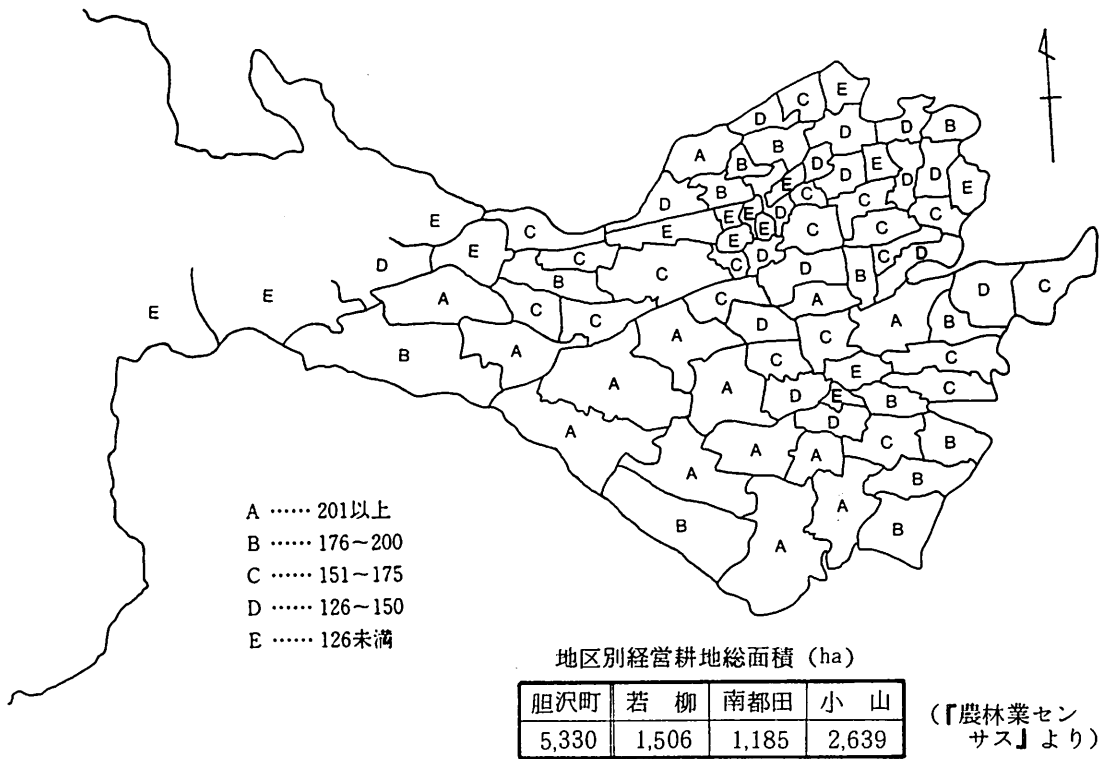
第2表 経営耕地面積

(各年2月1日現在)

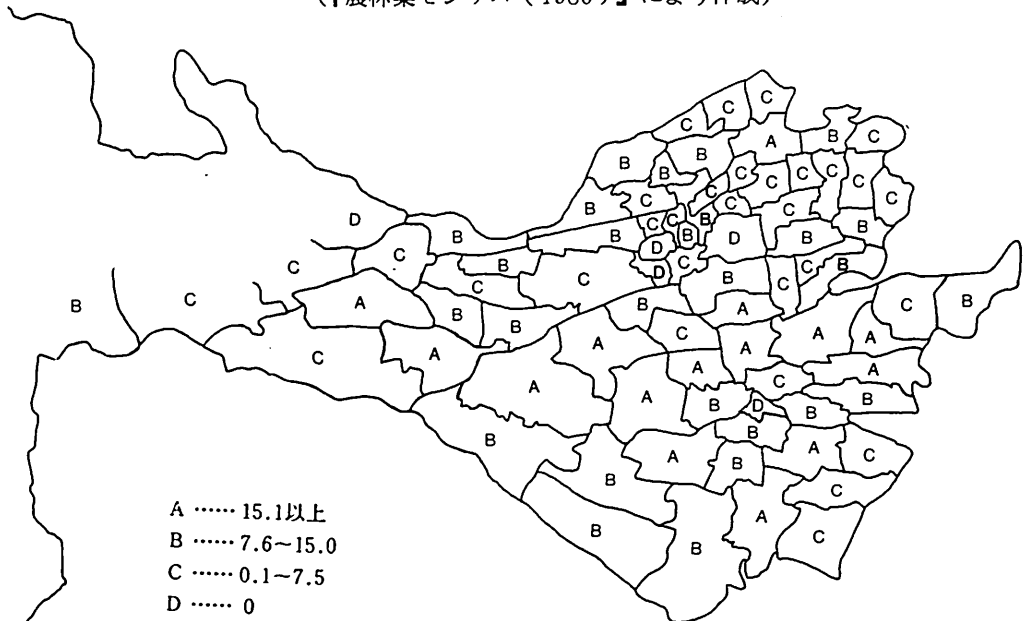
年次	総数	田	畑	樹園地
昭30	3,985 ^{ha}	2,884 ^{ha}	1,076 ^{ha}	25 ^{ha}
35	4,466	3,215	1,227	24
40	5,069	4,133	885	51
45	5,112	4,642	453	17
50	5,180	4,650	510	20
54	5,333	4,901	408	24
55	5,330	4,875	431	24
57	5,333	4,909	403	21

(胆沢町『農政のしおり』より転載)

② 地区別経営耕地面積



第2図 各集落における農家一戸当たりの耕地面積区分 (a)
 (「農林業センサス(1980)」により作成)



第3図 集落別専業農家率区分 (%)
 (「農林業センサス(1980)」により作成)

1980年の農林業センサスによれば、経営耕地面積は胆沢町全体で5,330 haであるが、地区別に見ると、小山が2,639 haと最も多く、若柳1,506 ha、南都田1,185 haの順となっている。

また、農家一戸当たりの経営耕地面積をみると、第2図から、小山西南部や若柳南部のような上位段丘面¹⁾で大きく、南都田東北部や若柳北部などの下位段丘面において小さいことが知られる。これは専業農家率（第3図）と関連があり、上位段丘面の集落ほど専業農家率が高く、大規模経営が行われているためと考えられる。

2 兼業状況

(1) 専業兼業別農家数の年次別変化

第3表からうかがわれるように、昭和30年の段階では専業農家が1,586戸と、1,302戸の兼業農家を上回っていた。しかし、昭和35年になると専業農家数と兼業農家数の関係は逆転した。また、昭和54年までは第1種兼業農家数が第2種兼業農家数を上回っていたが、昭和55年逆転している。このような変化は、高度経済成長下の影響とともに、第2期を迎えた水田利用再編対策により、

転作面積が急増したため、農業による収入が不安定となったためと想定される。ただし、胆沢町においてこの逆転が昭和55年に明瞭に進行したことには、この年に見舞われた冷害の影響も考えられよう。

第3表 専業・兼業別農家数

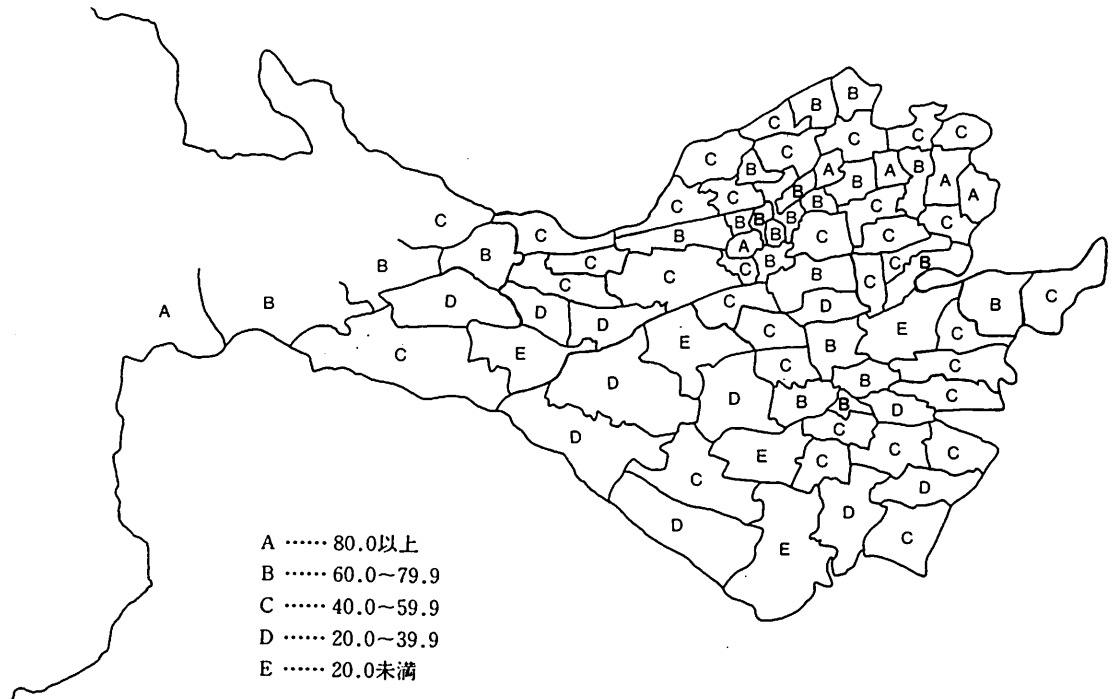
(各年2月1日現在)

年次	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
昭30	2,888	1,586	1,007	295
35	2,976	1,388	1,141	447
40	3,102	988	1,671	443
45	3,194	492	1,972	730
50	3,181	389	1,464	1,328
54	3,182	397	1,636	1,149
55	3,181	336	1,228	1,617
57	3,169	339	1,224	1,606

(胆沢町「農政のしおり」より転載)

(2) 地区別兼業農家数

胆沢町の各地区を対象に総農家中の兼業農家率をみると、南都田地区が93.0%（総兼業農家数



第4図 集落別第2種兼業農家率区分(%) (『農林業センサス(1980)』により作成)

746戸)と最も多く、続いて若柳地区が91.8%(926戸)、小山地区が85.6%(1,173戸)の順となっている。¹²⁾

このような分布を示す理由として、第一に、水沢市に近く、通勤条件に恵まれた地区ほど兼業率が高くなると考えられることが挙げられる。これは、第4図の第2種兼業農家率の分布が集落ごとの総兼業農家率とほぼ同じような分布を示す中で、特に、主要地方道横手住田線に沿った集落に多く分布していることからうかがえる。第二に、畑作中心の農家よりも米作中心の農家の方が兼業化を進め易いこと、第三に、経営耕地面積の少ない農家ほど収入を他産業に求める傾向があることなどが挙げられよう。

以上のような条件を具備している南都田地区では、兼業化が進んだものと考えられる。

なお、胆沢町における兼業農家のほとんどは、水沢市内の企業に就職している。

3 転作状況

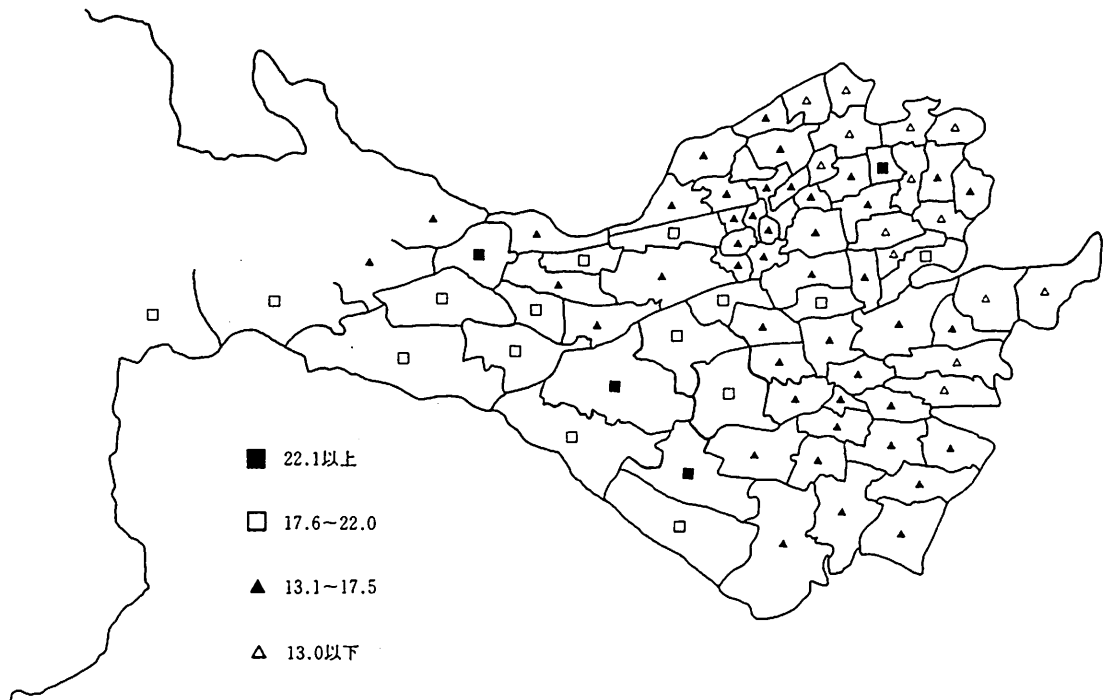
(1) 概況

昭和53年度から実施された政府の水田利用再編対策により、米の生産はかなり調整されている。しかし、実際の農家にとっては、水田に最適な耕地においては米作を継続したい意向と考えられる。従って、それぞれの土地条件を考慮した転作の受委託という方法が創案され、各地域における農業収入の安定化を図っている。(なお、転作の受委託に関しては、後の農業政策の項において触れたい。)

(2) 内容

① 構成

第5図からうかがわれるように、各地区におけ



第5図 集落別転作率区分(%) (胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)

第4表 転作等実施農家、面積、水田枚数

区 分	転 作 等 実 績			う ち , 第 1 種 加 算			う ち , 第 2 種 加 算		
	(戸) 農家数	(a) 面 積	(枚) 水田枚数	(戸) 農家数	(a) 面 積	(枚) 水田枚数	(戸) 農家数	(a) 面 積	(枚) 水田枚数
全 町 計	2,776	83,789	11,192	109	10,421	432	1,299	32,658	4,448
構成比%	100	100	100	100	100	100	100	100	100
小 山	1,198	42,811	4,970	95	6,611	294	649	17,356	2,287
構成比%	43.16	50.25	44.41	87.16	63.44	68.06	49.96	53.14	51.42
南 都 田	703	15,860	2,783	1	1,750	40	314	6,184	1,154
構成比%	25.32	19.25	24.87	0.92	16.79	9.26	24.17	18.94	25.94
若 柳	875	25,118	3,439	13	2,060	98	336	9,117	1,007
構成比%	31.52	30.49	30.73	11.92	19.77	22.69	25.86	27.92	22.64

(胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』より転載)

第5表 作目別転作内訳

(単位：アール、%)

種 類		実施面積	構 成 比	前 年 比	58 年 度 実 施 面 積
転	特 定 大 豆	7,278	8.69	95.10	7,653
	作 飼 料 作 物	47,462	56.64	99.18	47,863
	物 麦	6,415	7.66	83.53	7,679
	そ ば	47	0.05	68.67	68
作	作永 果 樹	165	0.20	101.96	162
	物年 桑	110	0.13	100.82	109
	作一 野 菜	8,331	9.94	109.01	7,642
	物 (うちピーマン)	4,559	5.44	117.63	3,876
	等般 そ の 他	5,568	6.65	122.02	6,160
	その他	244	0.29	36.55	669
他 用 途 利 用 米		7,718	9.21	-	-
実 積 算 入 (定 着)		451	0.54	-	-
合 計		83,789	100.00	107.41	78,005

(胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』より作成)

る転作率は西部丘陵地区で比較的高く、東部平坦地区で低くなっている。また、同一の地区内においても上位段丘面に向かうほどその率は高く、下位面に行くほど低い。これは、平坦地、もしくは下位段丘面に向かうほど米作に適するため、先のような集落間における(集落を越えた)転作の受委託が行われた結果であると考えられる。

次に、作目別耕作実施面積の構成比をみると、比較的労働力を要しない飼料作物が56.64%と最も高く、野菜が9.94%でこれに次いでいる。特に、主要産地指定を受けているピーマンは、野菜中54.7%、全体でも5.44%と重要な位置を占めている。

② 地区別にみた主要作物の傾向

(注) 各項目の最初の表は、

㉑ = 各作目の実施面積 (胆沢町全体)

÷ 転作実施総面積 (胆沢町全体)

㉒ = 各作目の実施面積 (小 山)

÷ 転作実施総面積 (小 山)

㉓ = 各作目の実施面積 (南 都 田)

÷ 転作実施総面積 (南 都 田)

㉔ = 各作目の実施面積 (若 柳)

÷ 転作実施総面積 (若 柳)

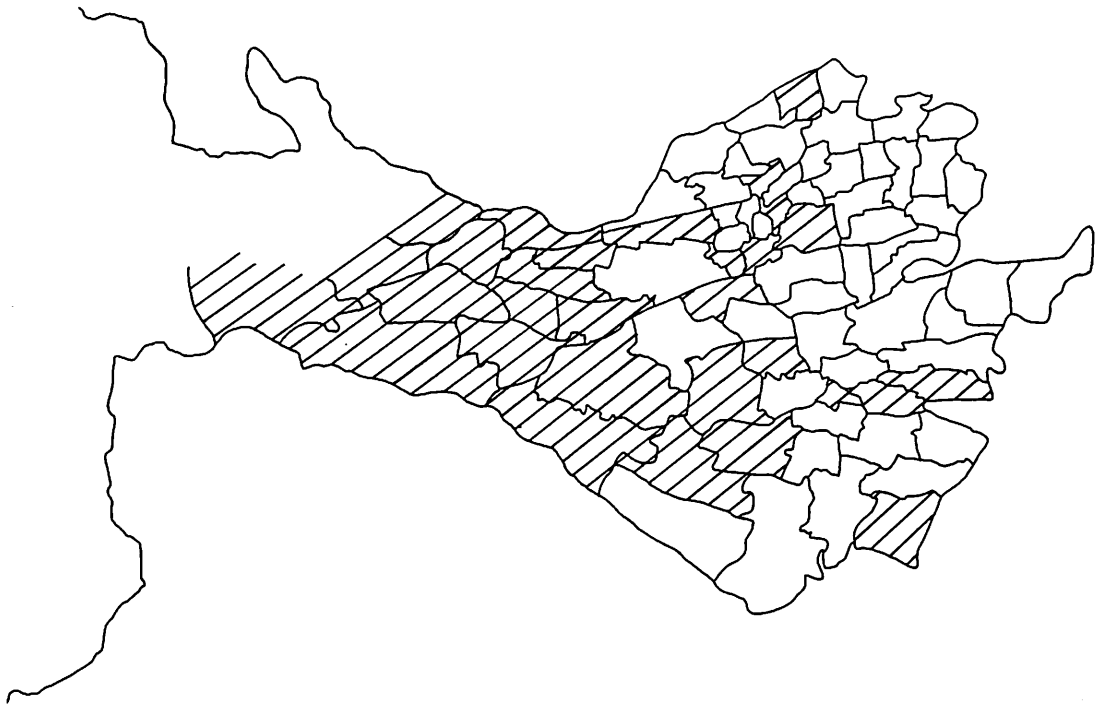
を表すものとする。

i) 飼料作物

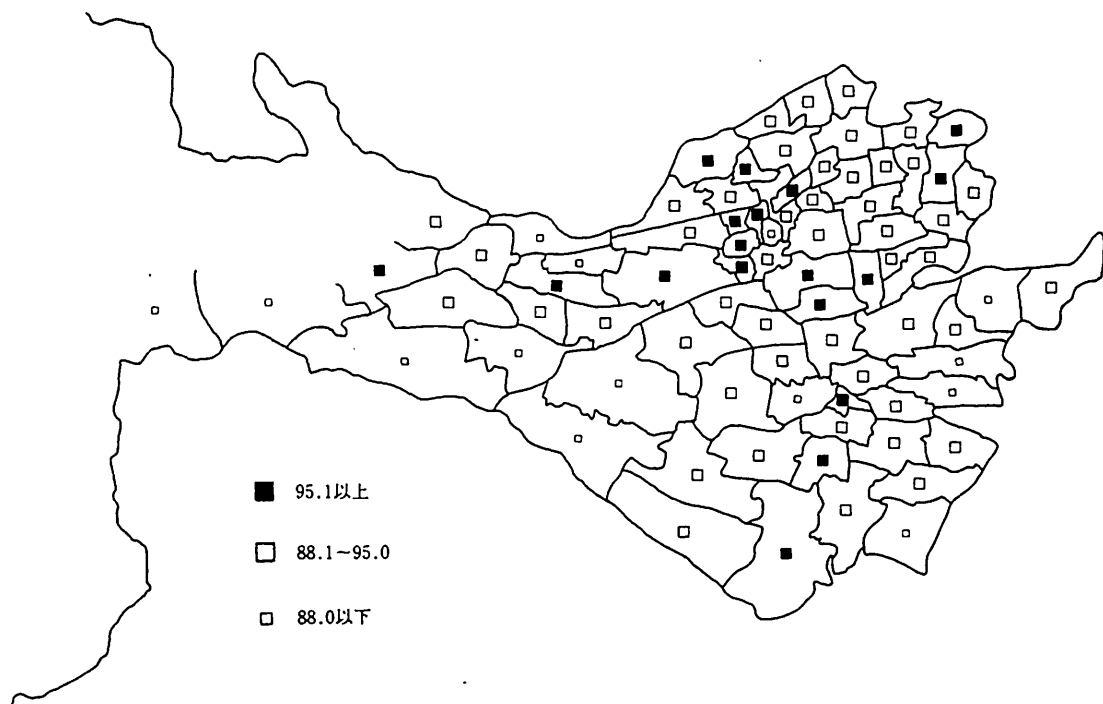
㉑	㉒	㉓	㉔
56.6%	60.3%	38.4%	61.9%

(第6表)

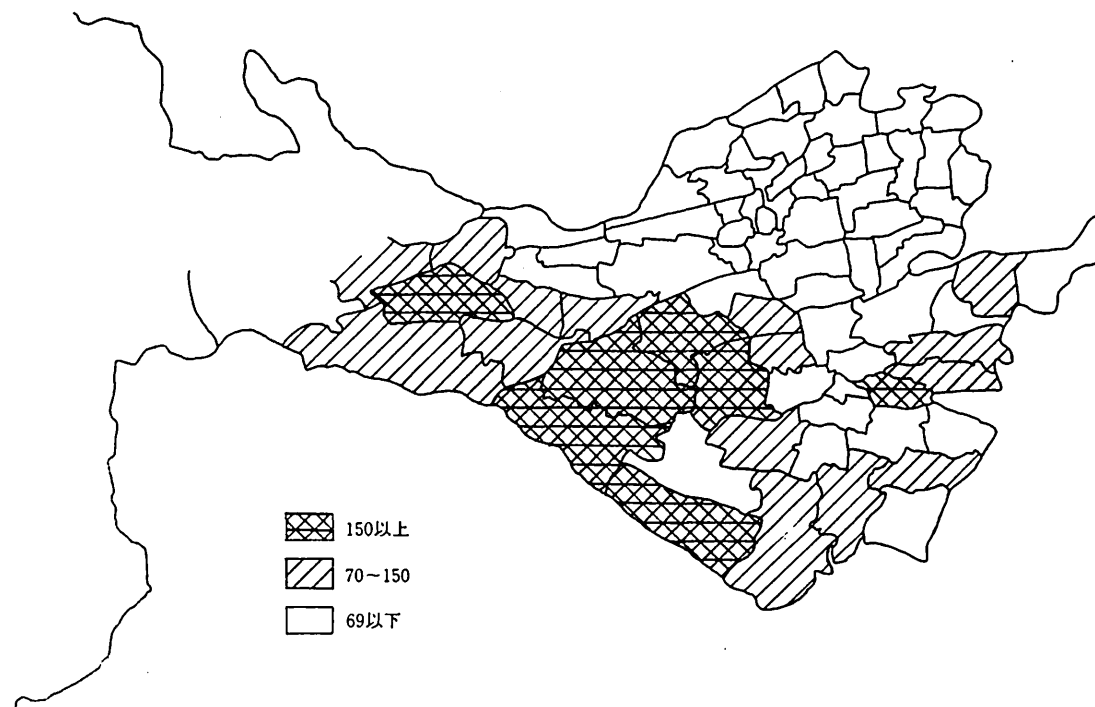
第6図からうかがわれるように、飼料作物の作付は西部上位段丘面に顕著で、水田率の低い地域(第7図)とかなり一致している。これは、元来畑作地帯であったこの地域においては、従来栽培してきた野菜類の作付を増すことは所有する労働力からは困難と考えられ、比較的労働力を要しない飼料作物を選択したのであろう。また、この地域は畜産が盛んである(第8図)ことから飼料作物が必要なのである。



第6図 転作田中の飼料作物作付60%以上の集落(胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)



第7図 集落別水田率区分(%) (『農林業センサス(1980)』により作成)



第8図 集落別の牛の頭数(頭) (『農林業センサス(1980)』により作成)

ii) 麦類

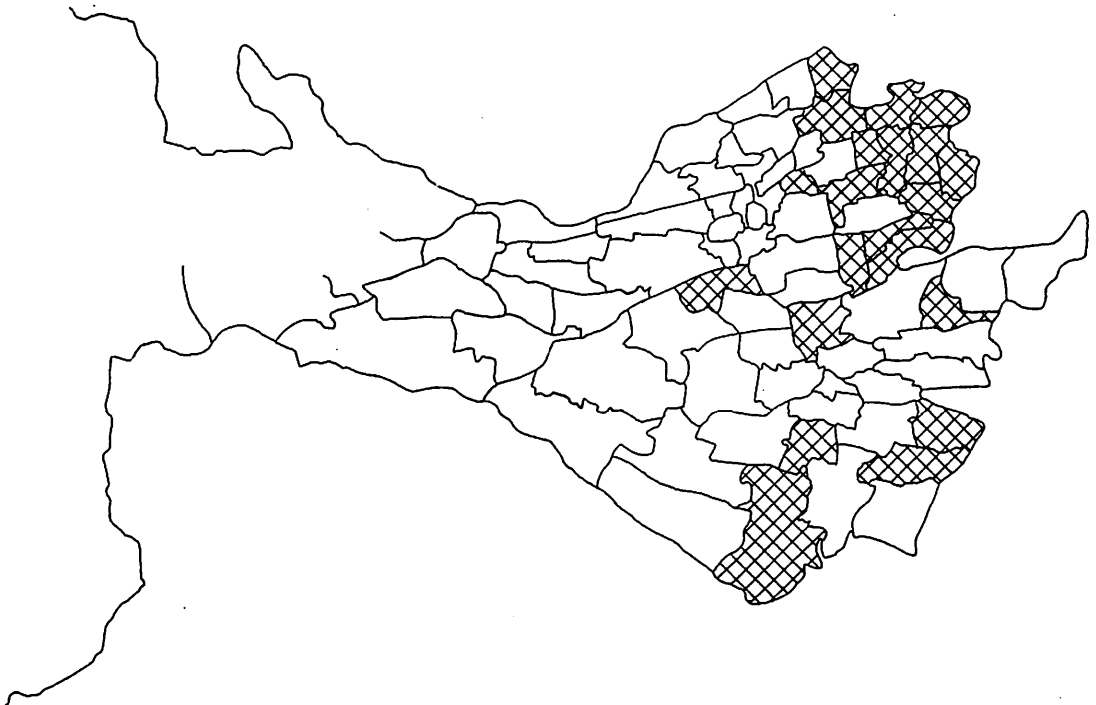
㉑	㉒	㉓	㉔
7.7%	5.5%	21.8%	2.5%

(第7表)

第9図からうかがわれるように、転作田中の麦類の作付は東部平坦面に多く、水田率の高い地域と一致している。これは水田地帯の土地条件が麦

作にも適していることと、先の飼料作物において触れたごとく、畑作地帯では牧草中心になっていることがその理由として挙げられよう。

また、南都田地区第18集落においては転作実施面積中麦類の作付が58%と群を抜いており、地域の重要な農産物となっていることがわかる。



第9図 転作田中の麦作付10%以上の集落 (胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)

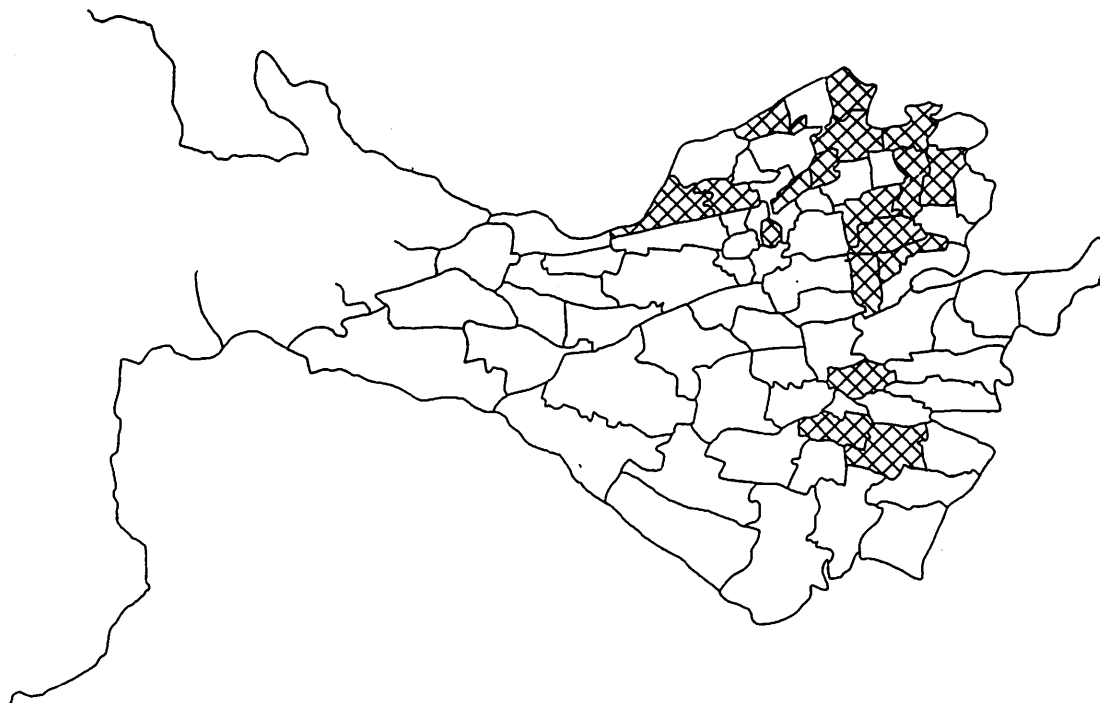
iii) 大豆

㉑	㉒	㉓	㉔
8.7%	7.9%	13.0%	7.3%

(第8表)

第10図からうかがわれるように、転作田中の大豆の作付は、南都田地区に多い。これは専業農

家率の低さ(第3図)、特に、第2種兼業農家率の高い(第4図)地域と関連があると考えられる。つまり、兼業に重きを置く農家ほど転作になるべく労働力を要さない作目を選ぶ傾向にあるためと思われる。



第10図 転作田中の大豆作付15%以上の集落(胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)

iv) 野菜類

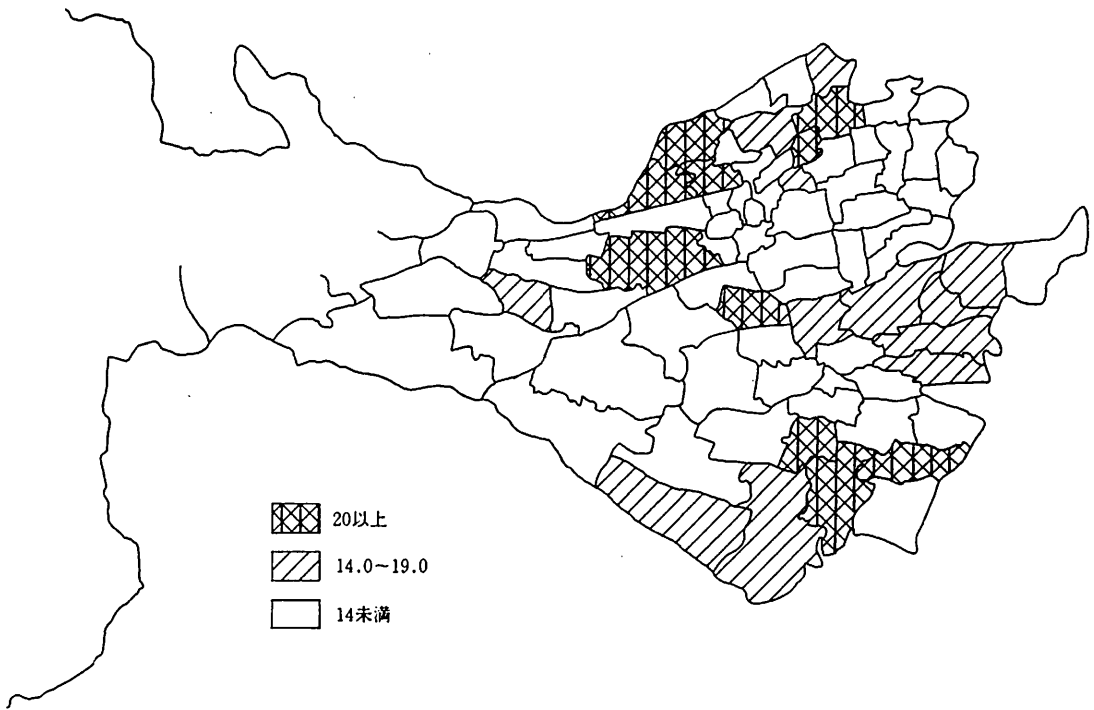
①	②	③	④
9.9%	10.4%	7.3%	10.8%

(第9表)

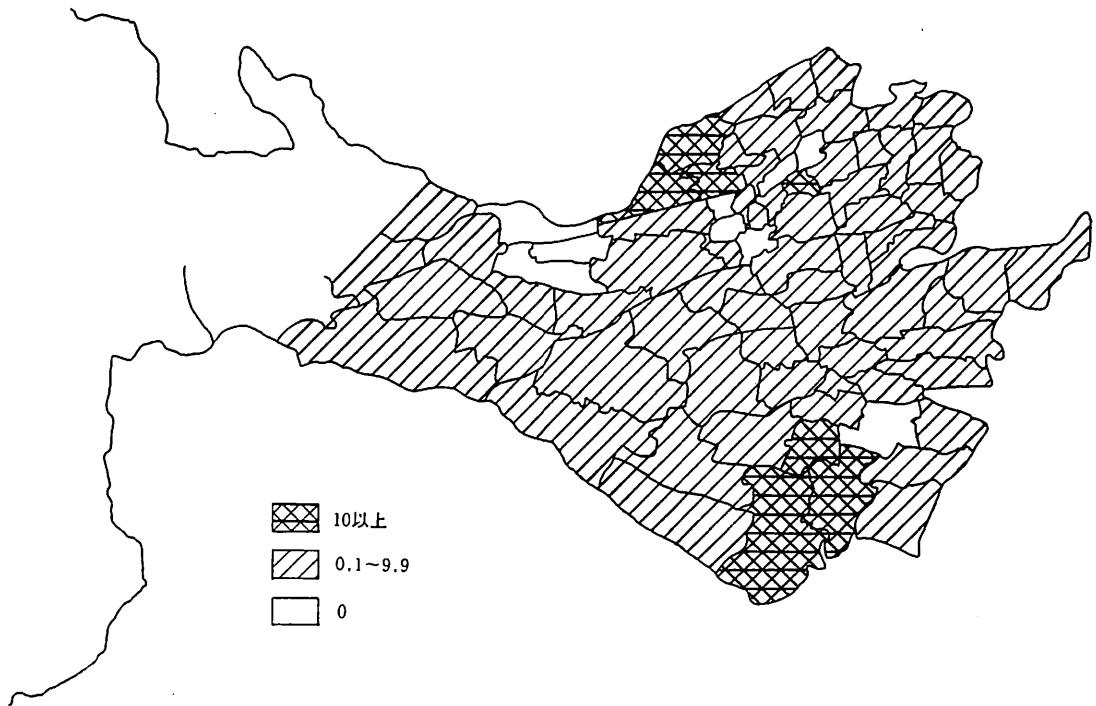
第11図から判断できるように、転作田中の野菜類の作付は、東部平坦面で多く、麦類と同様に水田率の高い地域と関連がある。これは畑作地帯と異なり、野菜類は僅かな畑地で小規模に行われていたにすぎなかったため、転作田に野菜類を選

択したものと考えられる。

また、主要産地指定¹³⁾を受けたピーマンに関しては、山間部や湿地等の土地条件が適さない一部の地域を除いて胆沢町のほぼ全域にわたって栽培されている(第12図)。特に、若柳東部平坦地や小山南部の集落においては転作田中のピーマン作付の割合が10%以上となっているが、これは各集落における転作推進営農組合の指導などによるものであろう。



第11図 転作田中の野菜作付区分(%) (胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)



第12図 転作田中のピーマン作付区分(%) (胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)

4 農業政策

(1) 農業施設

農業施設に関して、胆沢町では農業近代化施設の整備計画を立案している。それによれば、農業生産の高度化、生産の組織化を目標に施設を整備し、さらに、それぞれの施設の有機的な結合がなされるよう配慮しながら進め、全体として過剰投資を防止し、より効率的な利用が図られるよう整

備していくものとしている。

特に、ライスセンター、ントリーエレベーター、ライスミル及び農畜産物の集出荷加工施設などを配備充実し、集出荷の合理化と品質の統一による安定した市場の確保を図っている。

そこで、胆沢町におけるライスセンター、ントリーエレベーター、ライスミルという施設の位置づけを検討したい。

① 使用区域 (第10表)

i) ライスセンター：

配 置 区	使 用 農 家
小 山	旧小山村の農家で使用
若 柳	若柳支所管内の農家で使用
南都田	南都田支所管内の農家で使用

ii) ントリーエレベーター：

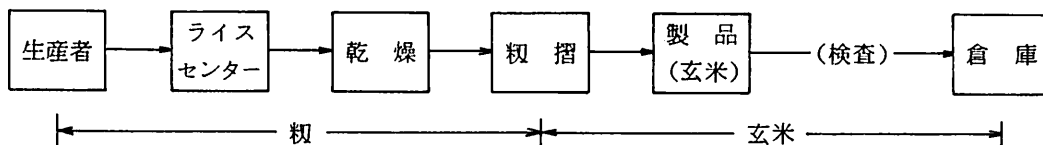
配 置 区	使 用 農 家
小 山	小山支所管内の農家で使用
南都田	若柳・南都田両地区の農家で共同使用

iii) ライスミル：

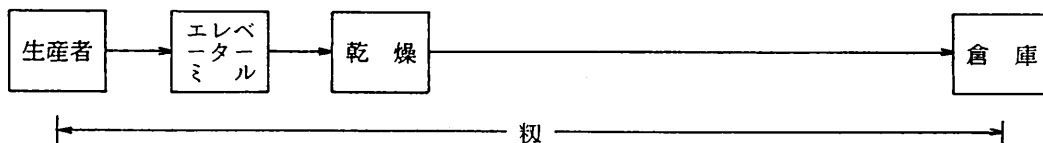
配 置 区	使 用 農 家
南都田	若柳・南都田両地区の農家で共同使用

② 経 路 (第13図)

i) ライスセンター



ii) ントリーエレベーター、ライスミル



(農協での聴き取りにより作成)

③ 内 容

i) ライスセンター：

粃摺を行い、玄米の状態での保存するため、消

毒を必要とする。したがって、保存期間が長びくほど米の品質は低下する。

ii) ントリーエレベーター、ライスミル：

共に籾のままの状態での保存するため、新米と同じ品質で長期間の保存ができる。特に、ライスマイルはカントリーエレベーターの倉庫型（箱型）のものであって、全国で胆沢町唯一のものである。

大部分の農家がいずれかの施設を利用していることからうかがわれるように、使用率はいずれも非常に高い。（なお、今後、小山地区に2万俵が保有可能なライスセンターが建設される予定である。）ただし、これらは農協が施設を提供しているため、農協を主体とした共同利用であるといえよう。

(2) 転作の受委託

農協の生産組合には82の集落から3,100世帯が参加し、集落ごとに営農組合を構成している。その具体的な生産グループである部分組織は、稲作研究会や畜産部会などのように生産物ごとに構成されている。さらに、集落ごとの自主的なグル

ープも12～13個存在するが、これらは農協とは関係無く、独自の経営を行っている。

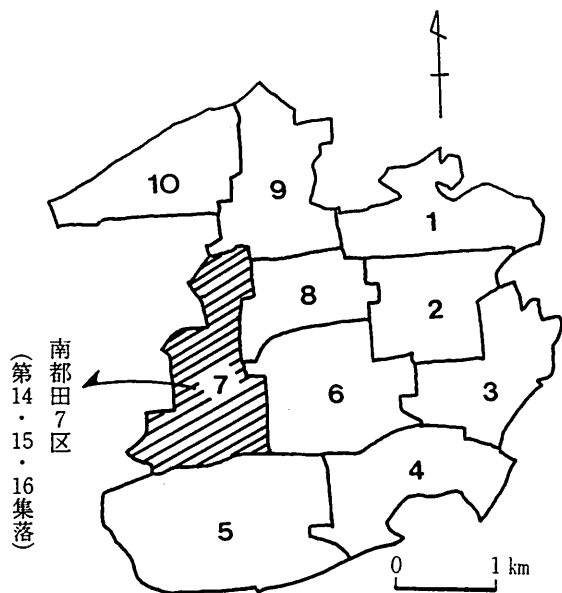
また、転作のための組合としては転作推進営農組合が存在する。胆沢町では、町が集落に対し、転作の内容を指定し、農協が転作方法の指導を行い、集落内の転作推進営農組合が転作内容（方法）を決定するのである。

一方、農協が窓口となつての集落間にわたる受委託も行っている。このような集団転作は水系や土地条件と考え合わせて行われているが、農協の説明によれば、奨励金が基本より若干高い¹⁴⁾ため、今後も伸びていくと考えられる。

Ⅲ 南都田地区第14・15・16集落における農業経営の諸問題

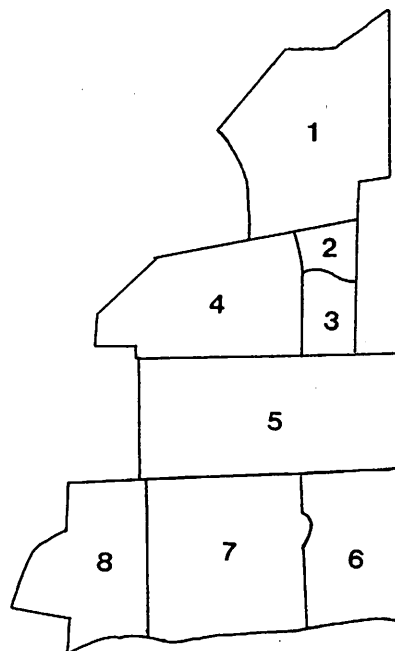
1 第14・15・16集落の概要

第14・15・16集落は水沢市街の西、約6kmに位置している。第14集落の南部は中段丘福



（『世帯番号簿』より作成）

第14図 南都田地区行政区
数字は行政区を示す



- 1. 谷地中
- 2. 漆町 3. 寺村 4. 独光
- 5. 作屋敷 6. 国分 7. 林福野 8. 大持

第15図 南都田地区第14・15・16集落における小字名

原面¹⁵⁾の末端部にあたり、微高地が続くが、それ以北は下位段丘面（水沢段丘面）になるため低湿地が多い。集落内耕地は茂井羅堰¹⁶⁾掛りであり、北縁を茂井羅中堰、南縁を茂井羅南堰、集落内を茂井羅中堰の分水である小違堰、境田堰が通る。総戸数 99 戸¹⁷⁾のうち農家戸数は 88¹⁸⁾である。農家一戸あたり経営耕地面積は三集落とも 160 a 前後¹⁹⁾と胆沢町の平均とほぼ等しい。農家の多くが家畜（牛）数頭を飼育し稲作との複合経営を行っている。耕地は水田が卓越するが、南部の微高地には畑作地帯がみられる。米の生産調整の実施以後、主に麦・大豆・牧草への転作が進められ、さらに昭和 55 年頃よりピーマン・キュウリの施設栽培が導入された。

2 農家の経営形態と転作状態

(1) 経営形態による類型化

南都田地区第 14・15・16 集落の農家全 88 戸のうち 29 戸を無作為に抽出し、農家台帳等の資料と聞き取り調査に基づいて、耕地の分布²⁰⁾や経営状態を分析した。その結果、経営形態の相違から以下の 5 つの類型に分類できると考えられる。

I 型 水田耕作、家畜飼育およびピーマン・キュウリ等の野菜の栽培を行っている農家。

II 型 水田耕作と家畜飼育を行っている農家。

III 型 水田耕作とピーマン・キュウリ等の野菜の栽培を行っている農家。

IV 型 水田耕作のみの農家。

V 型 水田耕作を委託し、農作業は宅地周辺の畑に自給用野菜を栽培する程度の方農家に近い農家。

上の各経営形態に関わる必要労働力からみて、I 型→II・III 型→IV 型→V 型の順に農家内労働力の中で農外就業におかれる比重が大きくなると考えられる。

以下、耕地の分布、農業経営状態を分析し、転作地および転作作物の選択、それに経営形態との関係について考察したい。

(2) 類型ごとの転作状態

(I 型) 南都田地区では、従来から稲作+家畜経営²¹⁾の複合経営型農家が大部分を占めていた。昭和 47

年のキュウリ産地指定化、昭和 54 年のピーマン産地指定化²²⁾により、ピーマン・キュウリ等の野菜への転作奨励が進んだ。したがって、近年、ピーマン・キュウリ等のビニルハウス栽培を始めた農家がこの類型にあたる。また牧草への転作も行われ、牧草を自家家畜用飼料として利用している。経営耕地面積はすべて 2 ha 以上と大きく、専業別では第 1 種兼業以上の専門的な色彩の濃い農家から成っている。また、聞き取りおよび農家台帳によれば、今後の農業経営についても拡大志向であり、地域農業のリーダー的存在であると言えよう。集落別では、第 14・15 集落に典型的農家が見られる。第 16 集落にも、No 24、No 25 農家など類似のタイプの農家が見られるが、いずれも家畜飼育と野菜栽培の規模が小さく、また農家内労働力の配分も兼業に重点がおかれ、実質的には水田単一経営の IV 型に分類されると考えられる。経営耕地を集中・分散²³⁾の視点から見れば、集中タイプが大部分を占めるが、分散タイプの農家の中にも、積極的な経営を行っている農家が存在する。

そこで、集中タイプと分散タイプの 2 つの農家を例として、転作作物と転作地選択の関係を検討したい。

No 12 農家は経営耕地面積 402 a であり、対象集落の中で最も経営規模が大きく、耕地集中度 9.3、団地数 3 と集中タイプである。宅地の東側 19 a を転作し、ピーマンのビニルハウス栽培を行い、宅地から約 400 m 離れた場所に牧草の転作を行っている。繁殖牛 10 頭を飼育し、牧草はその飼料に利用されている。

No 15 農家は経営耕地面積 242 a で、この経営型の中では小規模である。耕地集中度は 6.1、団地数 6 と耕地はかなり分散している。転作は、宅地周辺にキュウリのハウス栽培（13 a）、200 m 離れた所にピーマンのハウス栽培（10 a）、620 m 離れた所に牧草（10 a）を行っている。牧草は自家消費される。この農家は近隣の 4 戸で、トラクター 1 台、牧草刈取フロントローダー 1 機の共同利用によって牧草刈取を行っている。また比較的小規模であるにもかかわらず、積極的な経営を行

第11表 抽出農家の経営状態（農家台帳および現地観察により作成）

集 落 名	農家番号	経営耕地 面積 (a)	水田面積 (a)	転 作 田 面積 (a)	転 作 率 (%)	転 作 作 物		家畜種類 および頭数	注2) 機械所有 形 態	注3) 耕 地 集 中 度	注4) 団 地 数	注5) 経 営 形 態
						宅地周辺	遠距離注1)					
第14集落	1	374	346	27	7.7	ピーマン・野菜	—	繁殖牛2 繁殖豚3	個	9.2	3	I
	2	372	334	16	4.7	ピーマン	牧草	繁殖牛5	個	8.7	5	I
	3	317	268	11	4.1	牧草	—	繁殖牛3 繁殖豚1	共	9.3	3	II
	4	245	220	32	14.3	—	牧草	繁殖牛3	個	6.5	6	II
	5	222	205	23	11.1	牧草	—	繁殖牛10	共	9.1	5	II
	6	210	185	18	9.8	牧草	—	繁殖牛4	共	9.2	2	II
	7	155	137	15	11.2	牧草	—	繁殖牛3	共	10	1	II
	8	122	110	4	3.3	牧草	—	馬1	個	8.6	3	IV
	9	117	102	10	10.2	牧草	—	—	個	9.4	3	IV
	10	86	80	—	—	—	—	—	個	7.6	2	IV
	11	80	61	10	16.6	牧草	—	—	—	8.6	4	V
第15集落	12	402	346	46	13.3	ピーマン	牧草	繁殖牛10	個	9.3	3	I
	13	290	242	31	12.8	—	牧草	肥育牛3	共	8.7	3	II
	14	259	208	34	16.4	大豆	麦	繁殖牛2	個	8.6	4	II
	15	242	207	33	13.7	ピーマン・キュウリ	牧草	繁殖牛3	共	6.1	6	I
	16	193	174	48	27.3	—	牧草	—	個	7.5	6	IV
	17	144	120	—	—	—	—	繁殖牛1	共	7.1	5	IV
	18	119	108	24	22.7	ピーマン・サヤエンドウ	牧草・小麦	肥育牛1	個	8.3	7	III
	19	97	86	14	16.3	—	大豆・牧草	肥育豚1	共	8.2	7	IV
	20	91	75	15	19.4	ピーマン	—	—	個	8.8	3	III
	21	12	12	—	—	—	—	—	—	3.3	2	V
第16集落	22	290	271	27	9.9	大豆	—	肥育牛1	個	9.4	5	III
	23	252	230	9	4.1	野菜	—	肥育牛1	共	9.8	1	III
	24	238	217	4	1.8	大豆・野菜	—	繁殖牛2	個	8.4	5	(I)
	25	189	169	6	3.7	野菜	—	繁殖牛2	個	8.3	3	(I)
	26	168	146	3	2.3	大豆	—	繁殖牛2	個	9.0	2	(II)
	27	163	155	7	4.3	牧草	—	繁殖牛2	個	9.6	1	(II)
	28	134	127	13	9.9	野菜	—	—	個	9.0	4	IV
	29	48	48	8	16.9	野菜	—	—	—	10	1	V

注1) 宅地の中心から200m以内を宅地周辺とし、それ以上を遠距離とした。

注2) 機械所有形態

個……個人所有のみ

共……共同所有もあり

注3) 対象農家の宅地を中心とし、半径100m毎に中心から点数を付け（10, 9, 8, 7, ……0）一筆あたりの平均点数を耕地集中度とした。

$$\text{耕地集中度} = \frac{10 \times a + 9 \times b + 8 \times c + \dots}{a + b + c + \dots} \quad (a, b, c \text{ は筆数})$$

注4) 農道や水路を挟むものも1団地として数えた。

注5) I…米+家畜+野菜。II…米+家畜。III…米+野菜。IV…米のみ。V…非農家の形態。

い、今後も経営拡大を志向している。²⁴⁾

以上の2農家の事例から、野菜と牧草の二種類が転作される場合、手間を要し、投下労働量も大きい野菜への転作は宅地周辺に行われ、運搬には労働量を要すが、栽培には手間を必要としない牧草は、それよりも遠距離の場所が選択されると言えよう。後述のⅡ型の例にみられるように、牧草は上の例よりはもう少し近距離の地区が選択されると考えられる。しかし、上例No.12農家の牧草地区は、段丘の末端にあたる微高地のため、元来水田に不向きで、転作団地化²⁵⁾されている地区に存在し、耕地の自然条件や団地化の方針に従って遠距離に転作が行われた例であると考えられる。〔Ⅱ型〕この類型は稲作と家畜数頭を飼育する複合経営農家で、経営耕地面積はおおむね2ha前後である。第16集落においては耕地の自然条件のために牧草への転作は少ないが、第14・15集落では、この類型の多くが牧草転作を行っている。第14・15・16集落ともこの経営型が卓越するが、第16集落は家畜飼育規模が小さい。これは、第16集落は兼業化の進行がより大きいこととも相まって、水田単一経営、兼業主体のⅣ型への移行が顕著であると考えられる。またNo.26、No.27農家は家畜頭数が少なく、農外就業への比重が大きいので、実質的にはⅣ型に近いと考えられる。

牧草を自家用に利用する農家の場合、牧草転作地はおおむね宅地周辺が選ばれるが、所有耕地の分散程度や集落の転作団地化の方針、および耕地の自然条件により遠距離の場所が選択される場合もある。ここでは臆き取りに従って、宅地周辺転作の例としてNo.5農家を取りあげ、逆に遠距離地転作の例としてNo.4、No.13農家を検討したい。

No.5農家は経営耕地面積222a、耕地集中度9.1と集中タイプである。繁殖牛10頭を飼育し、宅地の南側と東側の水田計23aを牧草に転作し、家畜飼料として利用している。また、さらにNo.16農家の牧草転作地での刈取作業を請負い、刈取った牧草を自家用に利用している。この農家の所有耕地は、すべて比較的牧草地化しやすい条件にあり、運搬の手間をはぶくため宅地周辺が選ばれたもの

と考えられる。

No.4農家は経営耕地面積245a、耕地集中度6.5、団地数6の分散タイプである。宅地から約270mの耕地を3a、同じく270mの耕地29aを牧草に転作し、家畜飼料に利用している。転作地は相互に離れているが、所有耕地の中では比較的宅地に近い場所を選択していることから、牧草転作地が遠隔地に分布する要因は所有耕地の分散性に求められると考えられる。

No.13農家は経営耕地面積290a、耕地集中度8.7、団地数3と比較的集中タイプである。牧草転作は宅地から410mの耕地31aを行っている。牧草は自家消費される。この場所は段丘の末端にあたり、砂礫質で、元来水田に不向きな地区であり、転作団地となっている。No.13農家では遠距離の耕地を転作した理由を「転作割り当て面積をうまく消化できる場所であり、しかも土地条件が劣り、牧草以外には不向き」としている。したがって、耕地の自然条件と団地化政策とが、遠距離耕地を転作に選ばせた要因と考えられる。

〔Ⅲ型〕この類型は水田単一経営、あるいは家畜を少数飼育していた農家が、農協の指導により、転作として野菜の施設栽培を導入したものである。経営耕地面積は比較的小さいが、Ⅳ型に比べ農業労働の比重が大きい。栽培が難しく、投下労働量が大いことから、野菜栽培地の選択は宅地周辺となっている。また、ピーマン・キュウリの施設栽培は、第16集落では見られないが、これは地下水位が高いため栽培が困難であるからである。したがって、第16集落においては、ピーマン・キュウりに代わって、低湿な場所でも栽培可能な大豆・サヤエンドウ等が作付されている。ここでは、ピーマン栽培農家の例としてNo.18農家を、第16集落における事例としてNo.22農家を取りあげたい。

No.18農家は経営耕地面積119aと比較的小規模である。宅地の北東側にサヤエンドウを栽培し、遠距離地区に分散した耕地に牧草・小麦の転作を行っている。また今年、ビニルハウスを購入し、宅地のすぐ東側にピーマン栽培を始めた。一応、

肥育牛1頭を飼育しているが、Ⅲ型とした。世帯主は農業を中心としており、Ⅳ型に比すと、農業を主にしているという意識が強いと考えられる。

№22農家は経営耕地面積290aと大規模であり、耕地は宅地周辺に集中している。大豆への転作を行っているが、注目すべき点は、転作地が小面積ずつ3団地に分かれていることである。この要因として次のことが考えられよう。すなわち、この農家が属する第16集落は、元来、地下水位が浅く、転作には不向きな土地である。そのため少しでも地下水位の深い場所を選んで転作を行おうとするために、現在のような分布をとるに至ったと考えられる。

〔Ⅳ型〕この類型は水田単一経営農家であり、兼業に労働の中心をおき、休日や勤務後に農作業を行っている。おおむね自己の転作割り当て面積を他農家あるいは他集落への委託、もしくは休耕地化によって消化しているが、耕地条件や団地化政策によって、牧草地に転作している農家もみられる。また№28農家のように宅地周辺耕地を自家用野菜に転作する例もみられる。

№16農家は経営耕地面積193aと中規模であるが、農業主従事者は女性1人であり、他は恒常的勤務に就いており²⁶⁾兼業の比重が大きい。宅地から600mの耕地48aを牧草に転作し、刈取作業を前述№5農家へ委託している。転作率が極端に高いが、これは兼業化が進行し、自家では宅地の周囲の水田を耕作するだけで精一杯であり、残りの遠距離耕地を転作田にして牧草栽培に切り換えているからである。しかも、転作に関しては同じ水田単一指向農家4戸分の転作分をも同時に負担しているため、27.3%という高い転作率を示している。また、転作地は耕地条件から転作団地化されている地区（作屋敷～林福野団地）に存在している。したがって、№16農家の場合、転作の要因は、1. 兼業化の進行により、遠距離地の水田耕作が不可能になったこと。2. 耕地が牧草に適し、また集落の転作団地化地区に存在したこと。3. 他農家の転作分を負担できるだけの面積があり、他農家からの転作委託があったこと。4. 刈

取作業を受託する畜産農家の存在。以上の4つが考えられ、これらが重複して高い転作率が生みだされるものと考えられる。

〔Ⅴ型〕この類型は水田耕作を委託し、兼業主体の非農家的農家である。農作業は宅地周辺に自家用野菜を栽培する程度である。

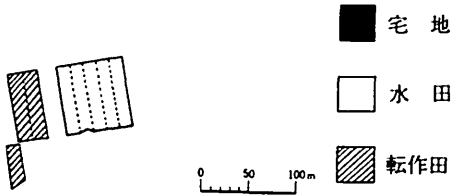
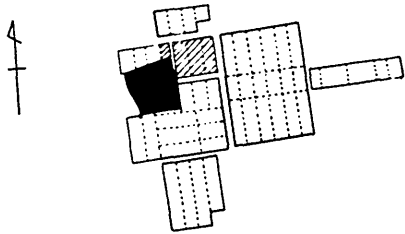
№29農家は本家（Ⅳ型）に水田40aを委託し、宅地の南に野菜を栽培している。家族はすべて恒常的勤務である。

№21農家は650m離れた第16集落内に12aの水田を所有しているが、水沢市寄りの他集落内農家に水田の耕作を委託し、家族はすべて恒常的勤務に従事している。

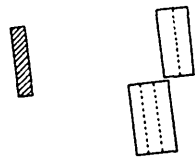
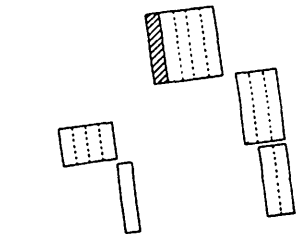
以上のように経営形態別に概観した。転作状況をまとめると次のようになる。第14・15集落ではピーマン・キュウリ等の野菜および牧草への転作が見られる。野菜はすべての調査事例において宅地周辺の耕地が選択されている。これは手間や投下労働量が大きいことが要因となっていると考えられる。牧草への転作も、基本的には、宅地周辺に行われるが、所有耕地の自然条件や分散程度、あるいは団地化政策を要因として、遠距離の場所が選択される場合もある。栽培が簡単で、手間を要しないことから、野菜の場合よりも宅地周辺に転作される度合いが低いと考えられる。

Ⅳ型・Ⅴ型の中で兼業に比重がおかれる農家は他農家へ転作を委託する傾向にあるが、耕地の自然条件や団地化政策を要因として、牧草等に転作される場合もある。一般に水田単一経営の兼業農家は、必要労働力を軽減させるために宅地周辺に水田を残す傾向にあると考えられる。したがって、この場合、遠距離地区が選ばれる割合が高いと考えられる。また本調査では、№16農家のように刈取作業を畜産農家に委託することにより、牧草が有効に利用される例がみられたが、こうした作業受託農家、あるいは牧草刈取組織の不在の場合、牧草地が放置され、実質的に休耕地化されるケースも存在すると考えられる。

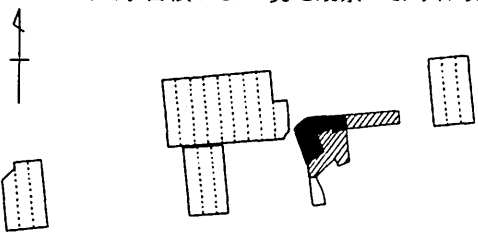
第16集落においては、兼業化が進行し、農家労働力が量的に不足しているため、多くの投下労働



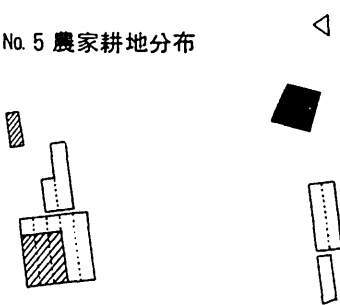
第16図 No.12 農家耕地分布 (ただし、水田、
転作田のみを示す、以下同様)
(農家台帳および現地観察により作成)



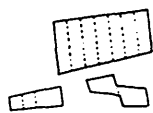
第17図 No.15 農家耕地分布

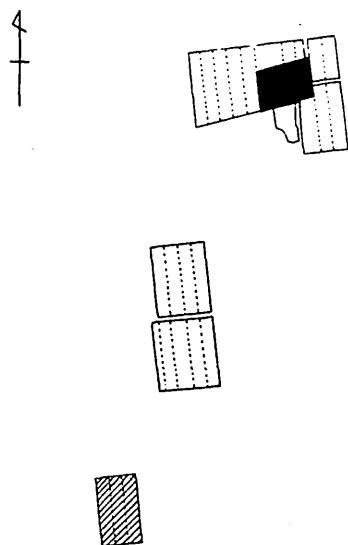


第18図 No.5 農家耕地分布

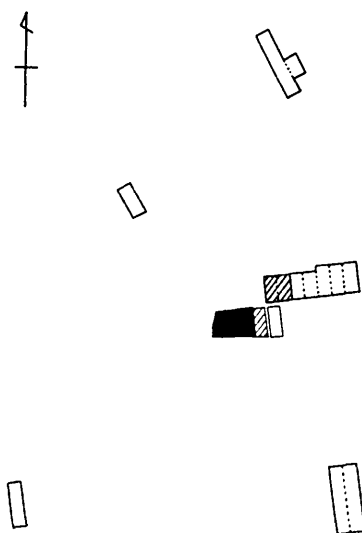


第19図 No.4 農家耕地分布

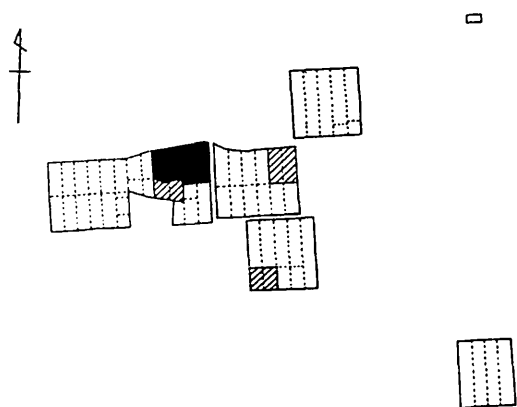




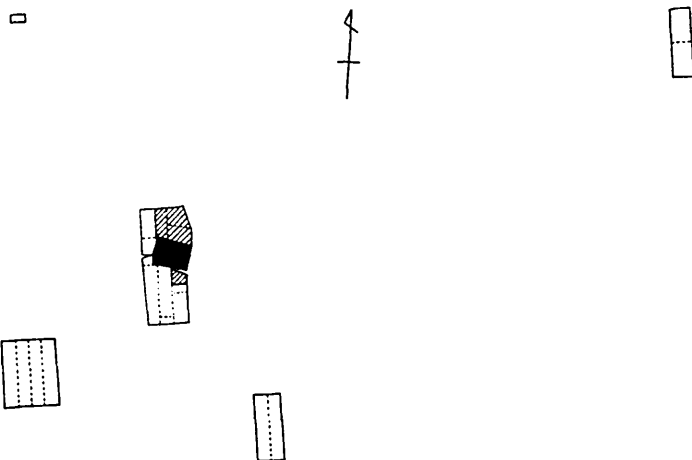
第20図 No. 13 農家耕地分布



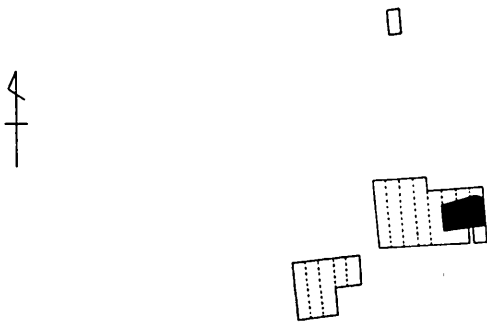
第21図 No. 18 農家耕地分布 (ほかに、遠隔地に2筆所有)



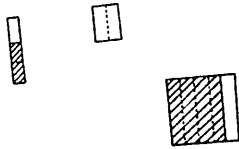
第22図 No. 22 農家耕地分布



第23図 No. 28 農家耕地分布



第 24 図 No. 16 農家耕地分布

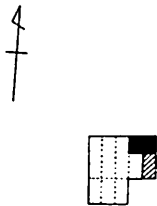


第 25 図 No. 21 農家耕地分布

働量を要すピーマン・キュウリ等への転作はほとんどみられない。また、地下水位が浅いという耕地条件のため、牧草転作も少なく、大豆やサヤエンドウ等の転作が目立つ程度である。

3 機械の共同利用

現在、本調査地区において、機械利用は、個別利用と4～5戸規模のトラクター・田植機共同利用の二つの形態がみられる。また、転作補助事業により、集落規模の牧草関連機械の共同利用が存在する。規工川宏輔²⁷⁾は、佐賀平野において集団栽培組織崩壊後の稲作生産組織の再編成が、行政主導による機械・施設共同利用の形で進行していることを報告し、そこでの共同利用が中・下層の兼業農家を主体とし、上層の中核的農家は個別化へ向かっていることを指摘している。本調査地区においても、機械共同利用の成立とその後の変遷において、同様の傾向がみられる。以下、聴き取り調査によって得られた4つの事例について検討したい。

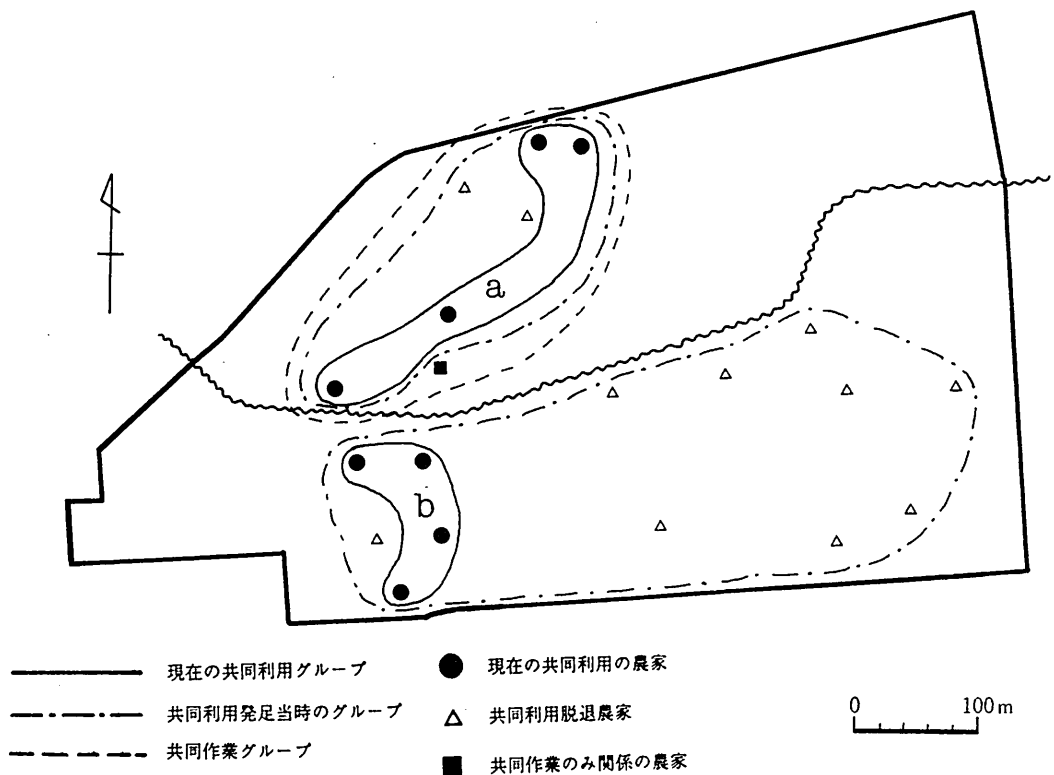


第 26 図 No. 29 農家耕地分布

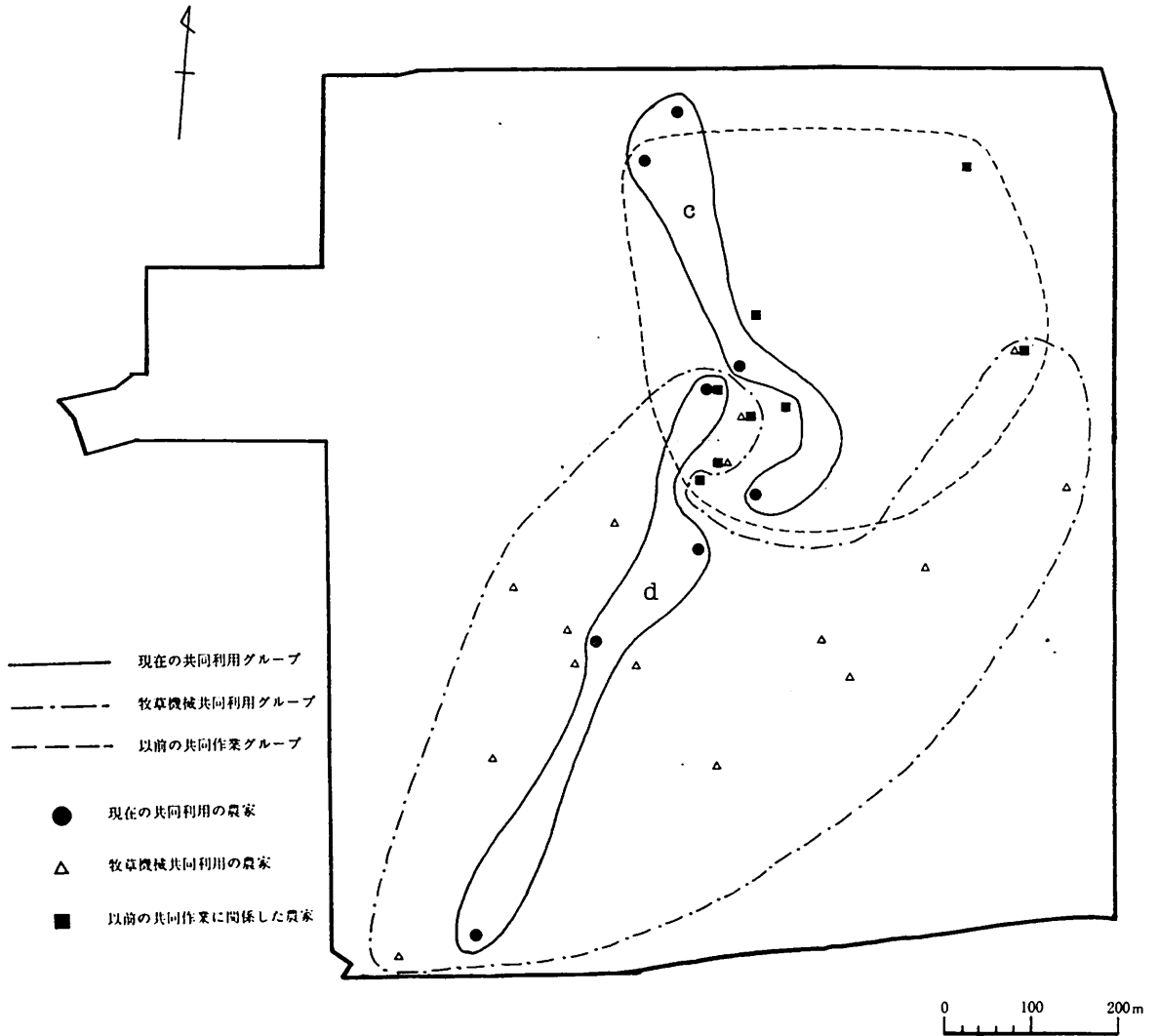
第15集落字独光においては、現在、第27図のa, bの2つの機械共同利用組織が存在する。aでは4戸による田植機2台の共同利用を行っている。機械導入以前は班²⁸内農家7戸による田植・稲刈の共同作業が行われた。昭和48年に6戸によって機械の共同利用が開始されたが、この共同利用6戸は血縁関係にあったことが注目される。その後、機械の個別購入により2戸が脱退し、現在の4戸に至っている。bは昭和39年に班内13戸によるトラクターの共同利用が、オペレーター方式²⁹によって開始されたのが母体である。その後、機械利用の個別化が進み、多くの農家が脱退した。昭和47年より、4戸によるトラクター・田植機の共同利用が、持ち回り方式により、新たに開始され、現在に至っている。a・bの両事例ともに、共同利用を継続しているのは、中規模農家である。また昭和56年には、転作補助事業³⁰により、集落内17戸の申請で、牧草関連機械を購入し、転作牧草地の刈取を共同で行っている。

第14集落では、字作屋敷に4戸による機械の共同利用(c)が存在している。同様の組織は字林福野にもみられ、また、昭和56年より、新たに集落規模で、転作補助事業による牧草関連機械の共同利用が開始されている。cでは現在トラクター3台、田植機2台、バインダー2台の共同利用を持ち回り方式で行っている。機械導入以前は班内11戸による共同作業が行われていたが、昭和43年より班内3戸と他班の農家1戸との計4戸で共同利用が開始された。聞き取り調査によれば「気の合う農家どうしの共同利用」と言われている。4戸はいずれも経営耕地面積2ha前後の中規模農家である。なお、同班内の他農家は、個別購入により機械化を開始しているが、経営規模はいずれも3ha以上の大規模農家か、1ha前後の小規模農家である。字林福野においても同様の4戸による共同利用(d)が存在する。

また、第14集落では、19戸により牧草関連機械の共同利用が開始されている。これに加入して



第27図 機械共同利用関係農家(字独光)



第 28 図 機械共同利用関係農家（字作屋敷，字林福野，字国分）

いない農家は機械を個別に購入した大規模農家か、牧草転作を行っていない農家である。

以上のように、第 14・15 集落においては、大規模農家および小規模兼業農家の離脱によって、班規模の共同作業や、それを母体とした機械の共同利用が崩壊したが、中規模農家 4～5 戸による持ち回り方式の共同利用が現在まで存続していることが確認された。また、昭和 56 年からの転作

補助事業によって、中・小規模農家を中心に牧草関連機械の共同利用が開始されており、行政主導により新たに生産組織が編成されつつあると言えよう。これにより、兼業化による労働力不足のため、手を加えられないままになりがちであった転作牧草地の有効利用が保証されると考えられる。現地調査によれば、牧草機械の共同利用が行われていない第 16 集落に比して、第 14・15 集落は、

牧草地の利用度が高いようである。しかし、ここでも大規模農家は個別化の方向へ向かい、集落として一貫した転作対応がなされていないのが実情のようである。

これらとは逆に、第16集落では、機械の共同利用はみられない。昭和40年代の機械化開始時において、そのほとんどが個別購入であり、補助事業による転作関連機械の共同利用も、転作地が

少ないことから、行われていない。これは、兼業化が急激に進行したことに加え、調査の結果、得られた心象によれば、第14・15集落に比して個人意識が強いことにも起因すると考えられる。

4 各集落の転作への対応

南都田地区の第14・15・16集落それぞれの転作率³¹⁾と転作への対応を示すと第12表のようである。

第12表 集落別転作率および対応状況

集 落	転 作 率	転 作 へ の 対 応
第14集落	16.2%	農家個々で転作割り当て面積を消化 同 上 } 一部、転作の団地化
第15集落	16.1%	
第16集落	7.1%	転作の他集落への委託

これらから推定し得ることは、第14・15集落と第16集落とでは、転作率、転作への対応の両者において大きな差異を有していることである。特に、第16集落の転作率は、南都田地区全体の中でも相対的に下位に位置していることが注目される。³²⁾

そこで本節では、各集落による転作への対応の相違という視点に立って、次の二つの事項に関してさらに考察を進めたい。すなわち、(1)第14・15集落に関しては団地化政策、(2)第16集落については転作の委託、これらを個々に考察してゆきたい。

(1) 団地化政策

第14・15集落においては、大半の農家が転作割り当てを自家で消化しており、農協を媒介として胆沢町内の他の畑作中心地帯（小山地区など）へ転作を委託するという方式は採られていない。ただし、一部には、同集落内の他農家へ転作分を負担してもらうという形式をとる農家が存在するが、少数である。

そのような中で、第14・15集落において注目される点は、転作に際しての団地化政策³³⁾が実施されていることである。団地化に関しては、聴き取り調査によれば、数年前までは字国分などを中

心として転作の団地化が展開されていたが、散村居住という特性のために、団地化の遂行によって農家個々に対する転作田面積の不均等が発生したり³⁴⁾、転作面積の調整が困難になった³⁵⁾等の理由から、団地化政策を中止するところが出現し³⁶⁾、現在では、字林福野と字作屋敷との境界部に南都田7区における唯一の団地が存在しているのみである³⁷⁾。

現存している林福野～作屋敷団地に関与する農家は、第14・15集落の総農家数67戸のうち僅か10戸（14.9%）に過ぎず、その内訳は以下の通りである。

字林福野	2戸	} 計10戸
字作屋敷	3戸	
字独光	5戸	

このうち、遠隔地の独光からの転作農家が半数を占めていることが注目される。

ここで対象としている林福野～作屋敷団地は、第29図に示すごとくであるが、この場所を団地化たらしめた理由は、次の三点が考えられる。

① 水利の関係

周辺に比較して微高地となっているため水が得にくく、水田利用よりも畑作利用（特に牧草栽培）に適した土地である。

② 土地条件（地味）

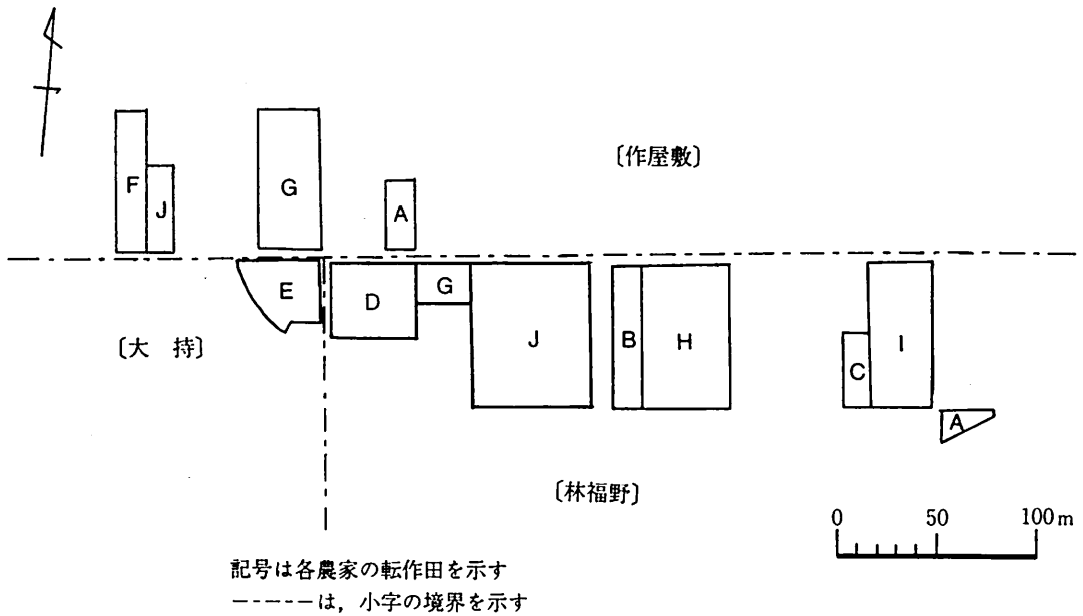
③ 団地化奨励金³⁸⁾の支給

このような諸条件が合致した場所がこの地区であり、そこに耕地を所有していた10戸が結合して現在に至っている。

一方、聴き取りによれば、団地化による転作の推進にも特色が見いだされる。第一は、転作面積の調整に関しては、転作面積を農家単位で統一する方式はとられず、団地化に関与している農家個々に一任していることであり、第二には、転作物物の選択も農家の自由である³⁹⁾ことである。このように、団地化とは言えどもかなりの自由な裁量

が容認されており、農家への拘束力は脆弱である。これが、現在まで団地化を衰退させなかった大きな要因であろうと考えられる。また、団地化に関与している農家の意識にもこのことが反映されており、「転作制度が存在する限り、団地化も存続するであろう。」という言葉に表現されているように思われる。

散居地域においては、調整の難航ゆえに成立が困難と考えられている団地化政策が、依然として継続されているという事実は、今後、散居地域としての胆沢扇状地の農業を考察してゆく上で一つの手懸かりとなろう。



第29図 林福野～作屋敷団地における転作田分布図

(2) 転作の委託

聴き取りによれば、第16集落においても、8年前の昭和52年から3年間にわたり団地化政策を実施していた時期があった⁴⁰⁾。しかし、第16集落においては、耕地を集中して所有するタイプの農家が多く、団地化を行うためにはより多くの調整を要したことで、また、それに伴って農家における団地化の利害関係が発生したこと、さらには、

自然条件として全般に地下水位が浅く⁴¹⁾、転作の団地化を実行するにあたって最適な場所を設定すること自体が困難であったこと、などに起因して団地は消滅した。

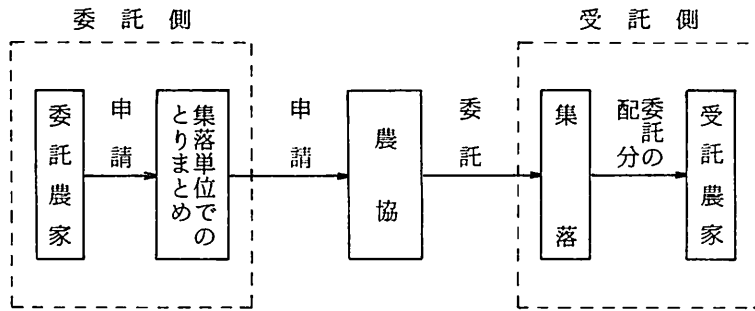
元来、土地条件から水田指向農家の多い第16集落では、兼業化の進展とも相まって、転作を実行するよりも水田経営を継続したいという意識がより強い。そのために、転作の団地化政策が崩壊し

た段階で、別形式による転作割り当ての消化の必要が生じた。そこで、集落内における転作に代わって、転作を他集落（主として畑作適地である小山地区）へ委託するという方式が出現した。

なお、第16集落においては、他集落への委託の参加・不参加は農家の判断に委ねられており、委託に参加せずに自家で転作割り当てを全て消化している農家も存在する。しかし、第16集落の耕

地に対する転作率の低さ⁴²⁾が示すように、大半は、他集落への委託によって転作割り当て面積を消化していると考えられる。

具体的に委託がどのように行われているかについては、集落単位で農協に委託面積を申請し⁴³⁾、農協を仲介として他の畑作適地（主として小山地区）へ委託手がとられる⁴⁴⁾という方式を採用している（第30図）。農協は、このように窓口的役割



第30図 転作の委託のシステム

を担っており、委託金の支払いも仲介される。なお、委託に際しては、委託金として面積当たりの一定金額⁴⁵⁾を農家が支弁することになっており、委託側と受託側とで不利益が生じないよう配慮されている。

現在、第16集落では、農協を仲介として小山地区の大畑平へ委託が行われている。59年度の大畑平の転作率をみると34.2%という高い数値を示しており、これは、転作の受託を除いては考えられない。なお、第16集落では兼業化がかなり進展しており、若干の委託金を支払っても稲作に専念の方が有利であるという意識が、転作の委託を進めていると考えられよう。ここでは、自然条件や宅地への耕地の集中という散居の特性が、団地化政策を委託へと移行させた直接的原因として求められるが、間接的原因としては、兼業化の進行を無視することはできないであろう。

そこで、次節においては、上述のような兼業化の動向を考察してみたい。

5 兼業化の動向

本節においては、南都田地区第14・15・16集

落の兼業化の動向を把握することによって、農業経営に影響を与えている社会的背景を考察したい。ただし、資料の乏しさのため、1970～1980年の農林業センサスにのみよった。

第31図は1970～1980年の専業・兼業農家比率⁴⁶⁾の推移を示したものである。これを基にする、次の諸点が指摘できる。

①専業農家比率は相対的に低く、全般的に漸減傾向にあると考えられる。

②第1種兼業農家比率、第2種兼業農家比率をみると、集落によって、比率の推移のしかたには差異がある。すなわち、第1種兼業農家比率が急落し、第2種兼業農家比率が急増する第15・16集落の示す傾向と、これに比して、推移のしかたに一貫性の稀薄な第14集落の示す傾向である。

そこで、上記の二点について考察を進めたい。

(1) ①に関して

専業農家比率に関しては、1970・1975年度において最高値を示した第16集落でも、専業農家数⁴⁷⁾自体は、総農家数24戸に対して僅か3戸で

ある。これは、その内部における兼業化の進行を如実に表現している。

一般的に専業農家比率は漸減傾向を示している

が、第15集落のみは、1980年度において微増しているのが特徴である。これを説明し得る資料として以下のものが提示できよう。第13表による

第13表 専兼業農家数の推移（第15集落）

	総農家数	専業農家数	第1種兼業農家数	第2種兼業農家数
1975	27	0	20	7
1980	27	2	7	18

（『農林業センサス』1980年版より作成）

と、総農家数は変化せず、兼業農家総数が1975年度に27戸、1980年度は25戸であることから、その差2戸が再度専業に含まれているものと考えられる。しかも、1980年度において、第2種兼業農家は増加し、第1種兼業農家は減少していることから、第1種兼業農家が専業農家へ移行したものであると思われる。しかし、これは一時的な現象であらう。

他集落では、一様に専業から兼業へと進んでいる。

(2) ②に関して

第15・16集落に比して変則的な推移を示す第14集落の変化の傾向を考察すると、おおむね次のとおりである。すなわち、第1種兼業と第2種兼業の逆転時期をみれば、第15・16集落では1975～1980年であるのに対して、第14集落は1970～1975年となっており、第14集落はより早期の頃から兼業化を促進させていたと言える。特に、1970～1975年の変化の割合は他集落と比較しても急激であり、この時期に第1種兼業農家の第2種兼業農家への移行が大きく促進したものと考えられる。ところが、1975～1980年では、逆に第1種兼業が再度増加し、第2種兼業が減少するという変則的な現象がみられる。中でも、1980年度の資料は、第1種兼業と第2種兼業が近接してきたことを示している。これは、第2種兼業農家が第1種兼業農家へと逆行した現象と思われるが、その背景については、第32図兼業種類別農家比率⁴⁸⁾を手懸かりに、さらに考察を加えたい。

第32図によると、第14集落の雇用兼業農家

比率⁴⁹⁾の推移が第31図と似ている点が注目される。すなわち、1975年を境に恒常的勤務が減少し、日雇・臨時雇・出稼ぎ労働（以下、日雇労働とする）が増加へと転じている。これは、恒常的勤務の減少が第2種兼業農家の減少を、日雇労働の増加が第1種兼業農家の増加を導いたものと想定できよう。つまり、恒常的勤務が安定収入を確保し、第2種兼業を維持させている要因と考えられるが、その恒常的勤務の減少は、逆に第2種兼業の減少へと結びついたものであらう。一方、日雇労働は、恒常的勤務に比して農業へ充当される時間がかかり確保される⁵⁰⁾。中でも、出稼ぎ労働の場合は、農業労働⁵¹⁾がほぼ完全に確保され、農業収入が農外収入を上回ることも充分予想できる。したがって、日雇労働の増加は、第1種兼業化を促進させる一面をもっていると考えられよう。

ところで、これらの推移の傾向は、専業農家比率の場合に考察した内容と同様に一時的な現象ととらえることも不可能ではないが、その変化の幅が大きいことから、必ずしも一時的な結果のみであるとは断言できない。

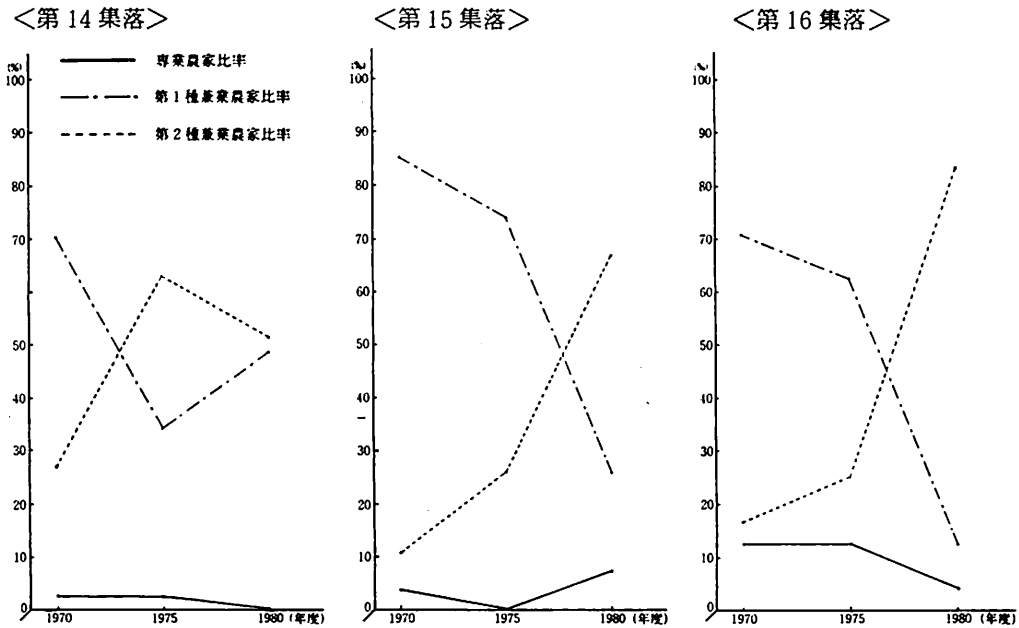
以上のように、ここでは、第14集落に関する第2種兼業農家の第1種兼業化への背景について、就業構造を視点として推察してきた。しかし、就業状況に変化を与えている原因にまでは論及できなかった。

これとは逆に、第15・16集落に共通にみられる特徴は、1975年を境にして、それまで緩慢な変化であったものが急速に進んだことである。すなわち、第1種兼業農家比率が急減、逆に第2種

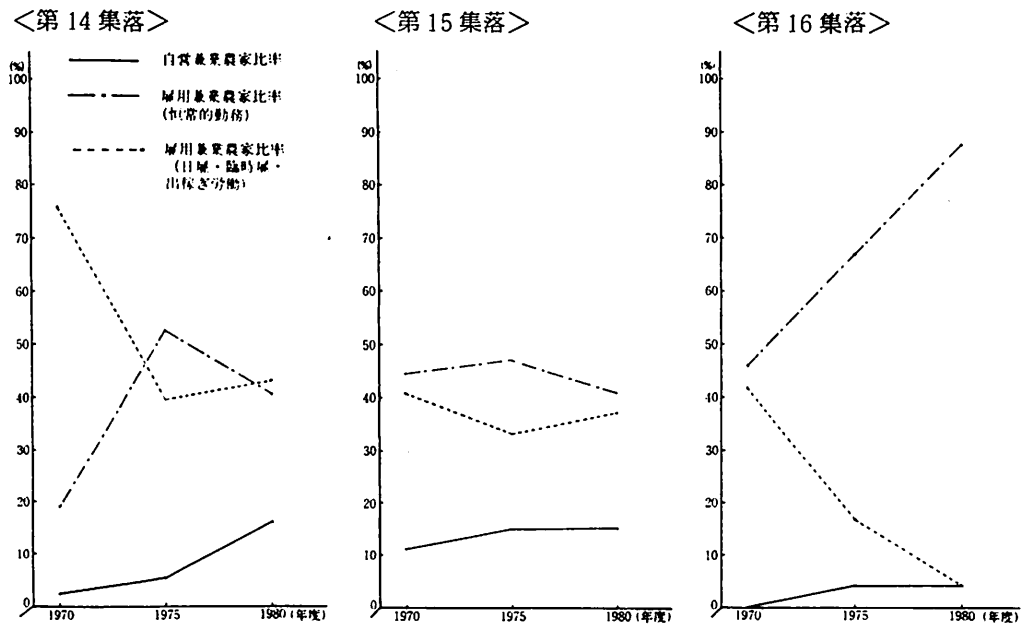
兼業農家比率は急増しているのである。特に、第16集落の第2種兼業農家比率の変化が著しい。

そこで第32図をみると、第16集落での恒常的勤務の急増と日雇労働の減少が注目できる。これらに伴って、第1種兼業農家比率と第2種兼業農

家比率の変化がもたらされたものと思われる²²⁾。ただし、第15集落に限ってみれば、恒常的勤務と日雇労働には顕著な変化が存在せず、第1種兼業農家比率と第2種兼業農家比率を大きく変化させた要因は別に存在すると考えられる。



第31図 専兼業別農家比率（『農林業センサス』1980年版より作成）



第32図 兼業種類別農家比率（『農林業センサス』1980年版より作成）

IV むすび

本稿において、筆者らは散居地域である胆沢町の農業経営の特色をいくつかの観点から把握した。特に、本年度は、下位段丘面（水沢段丘面）に位置し、早くから開発が進み、水田経営を主としている南都田地区第14・15・16集落を事例に、その農業構造のインテンシブな把握を試みた。ここでは、散居地域の性格が農業経営に影響を及ぼしていることも知り得た。このように、散居集落を基盤に展開されている農業経営の性格は、胆沢扇状地の人文景観の特性でもあろう。

そこで、これまでの分析をまとめると以下のごとくである。

(1) 胆沢町における経営面積は現在横ばい状態にある。しかし、南都田地区等の平坦地では水田、小山西南部や若柳西部などの丘陵・山間地では畑地と、土地条件にふさわしい利用法を考え、収穫の向上に努めている。また、地区別の農家一戸当たりの経営耕地面積は、専業農家率の高い上位段丘面の集落ほど大きく、兼業農家率の高い下位段丘面の集落ほど小さくなっている。

胆沢町の総兼業農家数は、水田利用再編対策等の影響により増加傾向を示し、特に、第2種兼業農家数が著しい伸びを見せている。地区別にみると、通勤条件等に適した南都田地区において兼業農家率が高く、畑作中心で兼業化を進めにくい小山西南部や若柳西部地区でその率は低くなっている。

次に、転作は小山・若柳地区の畑作地帯において転作率が高く、南都田地区等の水田地帯でその率が低い。これは、転作の受委託などによって各地区に適した作物を作り、収穫高を上げ、農業収入の安定化を図っていることによる。また、作目別の分布を見ると、飼料作物は畑作地帯であり、比較的畜産の盛んな西部、上位段丘面に主に分布しており、麦類・大豆・野菜類は水田率、及び兼業農家率の高い東部、下位段丘面において盛んである。

さらに、農協を中心としてライスセンター、カ

ントリーエレベーター、ライスミル等の農業施設を充実させ、よりよい品質の農産物を市場に出荷することを目指している。

胆沢町における農業就業者は農林業センサスによれば年々減少する傾向にある。その理由として、第一に農業所得が伸び悩んだことが挙げられよう。さらには、冷害に対する不安もあって、より安定した収入が期待できる他の産業へと移っていくものと考えられる。第二に、若年層の農業離れが挙げられる。したがって、今後、若年層を引きつけるような魅力ある農業経営を一層志向することが期待されよう。

(2) 第14・15・16集落においては、経営規模や労働力等の条件によって経営形態に相違がみられる。

第14・15集落においては、大規模農家は転作田を利用したピーマン・キュウリ等の収益性の高い商品作物の導入により多角経営化を進める傾向がみられる。一方、小規模農家は、兼業化に伴い、転作委託や労働力を要しない牧草等への転作が主となっている。水田耕作の委託化はみられないものの、経営が縮小化し、土地利用が粗放化する傾向がみられる。これらに対し、中規模農家は、牧草が中心であるものの、自家飼料として有効利用している。また、機械共同利用の継続により経費を軽減し、経営の維持に努めている。ピーマン・キュウリ等の施設栽培を導入し、経営拡大を志向する農家もみられた。

第16集落においては、耕地の自然条件と、兼業化の浸透により、水田単一経営を志向する農家が多く、転作は少ない。また、機械の共同利用もみられなかった。

(3) 第14・15集落では、機械化以前に共同作業を行っていた班を母体として、かつて、機械の共同利用が開始されたが、大規模農家および小規模農家の離脱によって崩壊した。しかし、中規模農家4～5戸による共同利用は、現在まで存続しており、これにより中規模農家の経営効率化がなされ、兼業化の進展が緩和されていると考えられる。また、転作補助事業により、集落規模の牧草機械

共同利用が開始されている。しかしながら、ここでも大規模農家は個別化の傾向にあり、転作に対する集落の一貫した対応を困難にしていると言える。

(4) 転作地の位置は、多くの労働量を要す野菜の施設栽培が宅地周辺に分布し、労働量を余り要しない牧草等は、より遠距離の地区に栽培されるという圈構造が確認された。さらに、牧草地の分布には、労働条件と経営形態の相違によって、2つのタイプがみられた。すなわち、牧草を自家消費する複合経営農家は、宅地周辺で栽培し、逆に兼業化の進行した水田単一経営農家は遠距離地区に分布するという傾向がみられた。前者の場合、牧草は自家消費されるため、効率的利用が期待されるが、後者では、労働条件から、牧草地が荒れることがあると考えられる。したがって、こうした牧草地の有効利用をはかるためには、現存の牧草機械の共同利用を拡大・充実化することなども、期待されよう。

(5) 集落間での転作への対応には、明瞭な差異がみられた。すなわち、自家で転作を消化し、一部で団地化を実施している第14・15集落と、大半を委託に頼っている第16集落とである。転作への対応様式の違いは、自然条件や耕地集中度などに起因するが、ここにも散居地域としての性格がみられる。特に、団地化において、耕地の集中という散居の特性が影響を与え、それに起因して解体をみたところもある。

各集落とも、団地化政策を転作への対応の最初としたことは共通しているが、第14・15集落においては、後に転作の自家消化へと移行し、一部で、従来からの団地化を維持させている。また、第16集落では、農協を媒介としての他集落(小山地区)への委託へと変化したと言える。このような転作の対応の相違は、その背景に兼業化の浸透が考えられよう。

1980年度における雇用兼業農家比率のうちの恒常的勤務の伸びをみれば、第16集落で伸び率が大きいことがわかる。つまり、集落内における恒常的勤務農家の増加のために、転作を自家消化

することが全体に困難となり、委託という形式を生み出したものとも考えられよう。第14・15集落においても、第2種兼業を中心に兼業化が進んでいるが、恒常的勤務農家は第16集落に比して増加は僅かであり、このため、集団転作が崩壊した後は自家消化へと移行したのであろうと考えられる。

(6) 第14・15・16集落の兼業化の推移は、ほぼ全国的な傾向に従っていると言える。すなわち、専業農家比率は継続して減少傾向を示し、第1種兼業農家比率が減少するのに代わって、第2種兼業農家が急速に増加している。もっとも、一部の集落では、この全般的傾向とは異なる例外的現象もみられる。つまり、第15集落においてみられた第1種兼業から専業への移行、第14集落においての第2種兼業から第1種兼業への移行の両者である。これには、兼業農家自体の就業構造の変化が関係あるものと考えられる。しかし、兼業化に関しては資料上の制約があり、その要因については推測の域を出なかった。

最後に、調査内容について若干の問題を加えて結びとしたい。

胆沢町においては、自然的条件(特に段丘地形)を基に農業的土地利用をとらえることができる。それは、上位段丘面における畑作・牧畜卓越地帯、下位段丘面における水田卓越地帯という形で表現されてきた。第16集落を事例として明らかになった転作の委託も、こうした土地条件の特性を生かしての農業経営である。もちろん、それは単に自然条件からのみではなく、諸々の人文・社会的要因に負うところも大きい。この点に関し、今年度特に取り上げたのは兼業化の進展であった。

第16集落では、70年代後半から急激に兼業化の進展をみた。こうして、農業労働力は水沢市を中心とする都市部へ吸収され、転作への労働力の提供をも困難にする状況を生み出した。しかも、兼業化を背景として、より個人中心の経営を志向することとなり、農家相互の紐帯を基盤とした機械の共同利用をも発生させなかったのである。

一方、第14・15集落では、転作の自家消費や団地化を中心に農業に取り組んでいる。しかし、そこにも兼業化が影響していることは否めないであろう。とりわけ、機械の共同利用における農家間の紐帯の解体過程においてそれは示されている。ただし、第16集落に比して兼業化の進行は緩やかであり、第2種兼業を維持・推進していた恒常的勤務者の増加も微々たるものであった。これが、第16集落との差異を生じさせた背景と考えられよう。

耕地の宅地集中という散居の特性は、土地利用や水田の転作にも、圏構造他、特有の姿を示した。また、機械の共同利用や集団転作に対しても微妙なインパクトを与えてきた。さらには、わずかな土地条件の差異や、兼業化など社会的要因が、集落間の相違をみせているのである。

一見、等質な空間にみられ、水田を志向する散居地域においても、さまざまな農業経営や集落構造が見いだされる。

さて、我々は、1983年度における大畑平地区、1984年度における萱刈窪地区、今1985年度における南都田地区第14・15・16集落と3カ年にわたり研究してきた。

大畑平地区は、元来、主に溜池灌漑に頼る小村落的散居村で、戦後の大規模な開拓により、戸数の増加をみた地区であった。萱刈窪地区も、穴山

用水という河川掛りの小用水路に頼る点は異っているが、段丘上に走る水路に沿って帯状に伸びる水田方向に、家屋も分布している点は共通している。これら寿安堰より高位の段丘上の開発は、一般に新しい。

これに対し、今年次の調査地域となった下位段丘（水沢段丘）面の水田化はより古い。ここに分布する散居集落は、庄川扇状地や大井川扇状地のそれと、同様な性格を持つものと考えられる。しかも、角塚古墳に象徴されるごとく、幾重の歴史を刻んでいるのである。ある意味で、北上川流域の水田開発と共に東北地方における水田農村の典型でもあろう。

一口に胆沢扇状地と言っても、自然条件はもちろん、その歴史性、人文景観、農業経営の様式、及びその構造も異なるのである。

それにしても、各時代を通して生まれてきた集落は、戦後の大規模開拓を含めて、いずれも散居形態であった。なぜここに散居集落が生まれたのか、そして、将来、農業経営の変化にどのように対応してゆくのかを、今後見守ってゆきたい。

(付記)

調査および本稿の作成に際し、御協力をいただきました胆沢町役場、胆沢町農協、および、南都田7区区長藤田圭一氏をはじめとする地元のみなさまに対し、厚く御礼申し上げます。

(注)

- 1) 米生産調整政策は1970年に始まる。また、その一環である水田利用再編対策は1978年に第1期事業が開始され、現在第3期事業が進められている。
- 2) 渋谷正人「農村の構造把握の試み — 集落パターンと土地利用の圏構造を中心にして — 」, 人文地理 23-5, 1971
- 3) 規工川宏輔「佐賀平野における稲作生産組織の地域的展開」, 地理学評論 52-12, 1979
規工川宏輔「佐賀平野における米の生産調整対策への地域的対応」, 地理 24-5, 1979
- 4) 鈴木康夫・新井鎮久「岩木川下流農村における農地流動の特質と大規模経営農家の成立」, 人文地理 32-6, 1980
- 5) 山口弥一郎「陸中胆沢扇状地における散居とその生活」, 地理学評論 17-5, 1941
- 6) 池田雅美「胆沢扇状地における開拓過程の歴史地理的研究」, 人文地理 18-1, 1966
池田雅美「胆沢扇状地の集落と散居景の変貌」, 東北地理 24-2, 1972
- 7) 大原・中田・柳沢「胆沢扇状地における散居集落」, 新潟大学教育学部地理学教室, 1983
清水・高橋・中嶋・神能・高橋・吉田「散居集落における耕地と水利 — 中位段丘面の資刈溜を事例として — 」, 新潟大学教育学部地理学教室, 1984
清水・高橋・中嶋・神能・高橋・吉田「胆沢町における商圏設定の試み — 確率モデル (Huff Model) を用いて — 」, 新潟大学教育学部地理学教室, 1984
- 8) 年間平均気温等の数値は、胆沢町役場作成『農政のしおり』による。
- 9) 胆沢町役場作成『胆沢農業振興地域整備計画書』(昭和56年2月発行)による。
- 10) 注1) 参照。
- 11) 斉藤享治の段丘区分による。
斉藤享治:「岩手県胆沢川流域における段丘形成」, 地理学評論 51-12, 1978
- 12) 『農林業サンサス(1980)』による。
- 13) 胆沢町におけるピーマンの出荷時期は、高知・宮崎等の大産地の端境期にあたるため、産地間の競合がないという有利な点を生かして、生産を伸ばした。
- 14) 農協での聴き取りによれば、1985年現在、基本より1万円高く、10a当たり2万5千円で行われている。
- 15) 注11) 参照。
- 16) 開墾年代は不詳だが、元龜年間との史料がある。この開墾により、近世以降、下位段丘面の開拓が進んだ。(注6) 参照)
- 17) 世帯番号簿による。(昭和56年7月15日現在。)
- 18) 農家台帳による。
- 19) 農家台帳による。
- 20) 耕地現況図に畑の正確な位置をプロットできないので、水田の分布のみを調査した。
- 21) 小規模な畑も行われるが、自給的性格が強いと考えられる。
- 22) ピーマンは、最初、露地栽培として導入されたが、気候条件から、施設栽培へ転換された。
- 23) 所有耕地の分散・集中には歴史的要因が大きい。
- 24) 農家台帳による。
- 25) 団地化に関しては、第4節で詳述する。
- 26) 聴き取り調査による。
- 27) 注3) 参照。

- 28) 戦時中の「隣組」が継続したもの。
- 29) 当時の専業農家が、オペレーターとして、班内農家耕地の耕起を行った。
- 30) 転作関連機械購入費の半額補助。
- 31) 胆沢町役場作成『米生産調整対策事業実施状況』昭和59年度版による。
- 32) 『米生産調整対策事業実施状況』(注31)によると、南都田地区においては下位より三番目に第16集落が位置する。
- 33) ここで言う団地化とは、各農家の転作田を特定箇所に集中させて、包括的に転作を実施しようとする方式を示す。
- 34) 一般に散居地域では、宅地の周囲に耕地を集中させる傾向にあり、これを背景として団地化が施行されると、団地の近辺に耕地を有する農家は多くを転作田に転換せねばならないという不均等が発生すると考えられる。
- 35) 調整を目的とした交換分合などによって、耕地に対する利害を生むことがある。
- 36) 聴き取りによれば、3年前に団地化政策が崩れ、政策転換を行った地域がある。
- 37) 以前転作団地となっていた場所は、その名残として、現在でも転作地が集中しやすいという傾向をもっている。
- 38) 団地化に関与した農家には10a(1反)当たり9,000円が転作奨励金に加算される。(1985年現在)
- 39) 他地区の転作団地では作物を統一しているところも存在する。
- 40) 団地化が実施されていた場所は不明である。
- 41) 一般的に、低湿な土地条件となるために畑作には適さない。
- 42) 第12表参照。
- 43) 農家独自で申請するのではなく、集落単位で、委託を希望する農家の転作面積を一括して申請するというシステムである。
- 44) 受託側も集落単位である。
- 45) 注14)参照。
- 46) 『農林業センサス』1980年版に示されている総農家数および専業別農家数より算出。
- 47) 『農林業センサス』1980年版による。
- 48) 『農林業センサス』1980年版に示されている総農家数および兼業種類別農家数より算出。
- 49) 恒常的勤務、日雇・臨時雇・出稼ぎ労働の双方を指す。
- 50) 1年間を単位とした場合、賃労働時以外は農業へ労働が向けられると思われる。
- 51) ここでは水田に充当される労働を意味する。
- 52) 恒常的勤務の増加は収入の安定化を促進し、第2種兼業化が進むと考えられる。